昭25.3.22.

官報

主要目次

省令

○電気通信省組織規程の一部改正　二四一頁

規則

○日本学士院会員候補者選考委員会運営規則の一部改正　二四一

○日本学士院会員選定規則　二四一

告示

○連合国占領軍の特に指示する事務として特別調達庁の行うもの指定　二四一

○連合国財産返還　二四二

○開拓用機械の貸付料に関する件の一部改正　二四二

○輸出品の品目、等級及びその標準並びに等級を表示すべき様式指定の件の一部改正　二四二

○京都府知事選挙における候補者に対し、官製葉書を配給する郵便局（京都中央郵便局）　二四二

○図案文字を挿入せる通信日附印使用の件に追加　二四二

○外国郵便為替を取り扱う郵便局に関する件の一部改正　二四三

省令

◉電気通信省令第五号

電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）第五十五条の規定に基き、電気通信省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十五年三月二十二日

電気通信大臣　小沢佐重喜

電気通信省組織規程の一部を改正する省令

電気通信省組織規程（昭和二十四年電気通信省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百四十六條中「三課」を「四課」に、「審査課」を「無線課　放送課」に改める。

第百四十八條を次のように改める。

第百四十八條　法規経済部無線課においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　無線周波施設（放送課の所掌に属する施設を除く。）に関する左の事務を処理すること。

(一)　無線周波施設の許可（無線周波設備の建設許可を含む。）並びに許可された無線周波施設について、法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。

(二)　不法に施設された無線周波施設の処分に関すること。

(三)　無線周波設備の運用又は操作に従事する者の免許を取消し、又は停止すること。

二　無線電信法第六條の規定に基き、電気通信事業運営上の必要により、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。

三　電波に関する公益法人（放送課の所掌に属するものを除く。）の許可及び監督に関すること。

四　前各号の事務に附帯すること。

第百四十八條の次に次の一條を加える。

第百四十八條の二　法規経済部放送課においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一　放送を目的とする無線周波施設に関する左の事務を処理すること。

(一)　無線周波施設の許可（無線周波設備の建設許可を含む。）並びに許可された無線周波施設について、法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。

(二)　不法に施設された無線周波施設の処分に関すること。

(三)　無線周波設備の操作に従事する者の免許を取消し、又は停止すること。

二　放送に関する公益法人の許可及び監督に関すること。

三　前各号の事務に附帯すること。

第百五十六條中「八課」を「九課」に、「電波資料課」を「電波資料課　管理課」に改める。

第百五十七條の四の次に次の一條を加える。

第百五十七條の五　電波部管理課においては、電波部（技術課、標準課、建設課、監視企画課及び監視業務課を除く。）の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

一　文書及び人事に関すること。

二　会計に関すること。

三　物品を管理すること。

四　庁舎の取締を行うこと。

五　前各号の事務を附帯すること。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

◉日本学術会議規則第三号

日本学士院会員候補者選考委員会運営規則（昭和二十四年日本学術会議規則第三号）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年三月二十二日

日本学術会議会長　亀山　直人

第二條第三項を次のように改める。

3　委員会に、人文科学部会（第一分科乃至第三分科）及び自然科学部会（第四分科乃至第七分科）を置き（以下いずれも部会という。）、委員は、日本学術会議又は日本学士院におけるその所属に従い、該当の部会及び分科に分属する。

第三條第一項中「委員会の委員各三人」の下に「及び補充委員若干人」を加え、同條第四項を次のように改め、同條第四項を削る。

2　日本学士院は、その各分科から、委員会の委員各三人を選出する。その選出方法は、日本学士院において、これを定める。

第六條中「予め各分科に割当つべき候補者数」を「予め各分科にて補充すべき会員数」に改める。

第七條第一項中「会員五名」を「会員二人」に改め、同條に次の一項を加える。

3　第一項の紹介者のうち一人は、被推薦者につき指定された分科に所属する日本学士院の会員、又はその分科に該当する部に所属する日本学術会議の会員でなければならない。

第八條を第九條とし、第八條として次の一條を加える。

第八條　（推薦の辞退及び委員の失格）

前條による被推薦者は、その推薦を辞退することができる。委員が候補者に推薦された場合において、その推薦を辞退しないときは、委員の資格を失う。

第九條を第十條とし、同條の見出しを「（候補者に関する調査及び予選）」に改め、同條第一項を第三項とし、同項中「候補者に推薦せられた者につき」の上に「各分科会の報告に基き」を加え、同條第二項を第四項とし、同項中「その分科に割当てられた候補者数」を「その分科にて補充すべき会員数」に改め、同條第一項及び第二項として次の二項を加える。

前條による選考に必要な調査は、その指定する分科の委員会において行う。調査の方法は、各分科において定める。

2　分科会は、各被推薦者につき、その調査に基く報告書を作成し、得票による順位を附して、部会に報告しなければならない。

第十條を第十一條とし、同條中「その分科に割当てられた候補者数」を「その分科にて補充すべき会員数」に改める。

第十一條を第十二條とし、同條に次の一項を加える。

2　前項の審査報告書には、各被推薦者につき分科会・部会及び総会の得票数を記載しなければならない。

第十二條を第十三條とし、同條中「次点者をもつて」を「各部において予め定めた順位に従い、補充委員のうちから、これを」に改める。

第十三條を第十四條に繰下げる。

附則を次のように改める。

附則　削除

附則

この規則は、公布の日から施行する。

◉日本学術会議規則第四号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十四條並びに日本学術会議規則（昭和二十四年日本学術会議規則第一号）第二十五條第一項の規定による日本学士院会員の選定に関する規則を次のように定める。

昭和二十五年三月二十二日

日本学術会議会長　亀山　直人

日本学士院会員選定規則

第一條　日本学術会議会則（以下会則という。）第二十五條第一項により選定すべき日本学士院会員の数は、その都度、日本学士院会員候補者選考委員会（以下選考委員会という。）において決定し、日本学術会議の総会（以下総会という。）がこれを承認する。但し、総会において、その員数を変更することを妨げない。

第二條　日本学士院会員の選定は、選考委員会の決定した各候補者につき、総会に出席した会員の過半数の得票によつて、これを決定する。但し、過半数の得票者の数が、その所属すべき分科において補充すべき会員の数を超えるときは、得票順に従い、補充すべき会員を決定する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

◉総理府告示第五十号

特別調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）第三條第一項第三号に定める連合国占領軍の特に指示する事務として特別調達庁の行うものを次のように指定し、同條第二項の規定によつて告示する。

昭和二十五年三月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

連合国占領軍の軍人及び連合国占領軍に附属し、又は随伴する連合国人並びにこれらの者の家族の使用する住宅の建設及び賃貸を行う公法人によつて行われるべき事務で、公法人のために、その成立前に処理することを必要とする建設工事の契約に関すること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◎総理府告示第五十一号
ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産の返還等に関する勅令（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二條第一項の規定によつて、滝谷昌男（東京都港区麻布笄町八番地）に対し、その所有する左の連合国財産を昭和二十五年三月三十一日までにシー・シー・ロビンソン（長野県上水内郡信濃尻村大字野尻字神山四百八十五番地の十）に返還することを命じた。

昭和二十五年三月二十二日
内閣総理大臣 吉田 茂

種類	数量	所在地
一、建物（家屋番号七十一番）	二棟	長野県上水内郡信濃尻村大字野尻字神山四百八十五番地
二、動産	総坪五十三坪七合九十七点	同

◎農林省告示第六十七号
開拓用機械賃付規則（昭和二十三年農林省令第三十五号）第六條の規定に基き、昭和二十四年農林省告示第九十八号（開拓用機械の賃付料に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年三月二十二日
農林大臣 森 幸太郎

代燃装置の項の次に次の二項を加える。

ブルドーザー	一〇〇	一三、〇〇〇
T,D,9 ブルドーザー	一〇〇	一六、〇〇〇
T,D,6		

◎通商産業省告示第三十六号
昭和二十四年二月厚生省農林省商工省告示第一号（輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）第三條及び第五條並びに同法施行規則（昭和二十四年厚生農林商工省令第一号）第三條の規定に基き、輸出品の品目、等級及びその標準並びに等級を表示すべき様式指定の件）の一部を次のように改正し、昭和二十五年四月二十二日から施行する。

昭和二十五年三月二十二日
通商産業大臣 池田 勇人

「表示用語及び表示場所」を「等級を表示すべき様式」に改め、表示場所の欄を削り、時計の項中ストップウォッチの項の次に次の二項を加える。

磁石時計	同右
電磁式親子時計	同右

農機具の項中背のう形噴霧機の項の次に次の四項を加える。

軸回り形人力脱穀機	一級はGRADE A, 低級はGRADE B
下コキガキ出し形動力脱穀機	一級はGRADE A, 低級はGRADE B
人力水田中耕除草器（一條押し）	同右
円筒摩擦形精米機	同右

顕微鏡の項中「中型顕微鏡 小型顕微鏡」を「大型顕微鏡 中型顕微鏡 小型顕微鏡」に改め、その他の光学機器の項の次に次の六項を加える

織維機械用品	
木管	一級はGRADE A, 低級はGRADE B
金オサ	一級はGRADE A, 二級はGRADE B,
ワイヤーヘルド	低級はGRADE C
軸受及び同部品	並級はGRADE A, 低級はGRADE B
推力玉軸受、コロ軸受及びラジアル玉軸受	同右 精密級はSUPER GRADE, 一級はGRADE A, 二級はGRADE B, 低級はGRADE C
鋼球	一級はGRADE A, 二級はGRADE B, 低級はGRADE C
度量衡器計量器	同右
織維製帯状巻尺	同右
テンビン	同右
台バカリ	同右
上皿サオバカリ	同右
休温計	同右
一般工具	同右
ストレートシャンクドリル	同右
作業工具	一級はGRADE A, 低級はGRADE B
モンキレンチ	同右
ネジ回シ	同右
パイプレンチ	同右
超硬工具	同右
超硬バイト	同右
超硬チップ	同右
超硬ダイス	同右
陶磁器（碍子）の項を次のように改める。	
陶磁器	一級はGRADE A, 低級はGRADE B
碍子	一級はGRADE A, 二級はGRADE B, 低級はGRADE C
タイル	同右
衛生陶器	一級はGRADE A, 低級はGRADE B
手編帽体（ひのき帽体を除く。）の項の次に次の八項を加える。	
鉛筆	一級はGRADE A, 二級はGRADE B, 低級はGRADE C
木軸鉛筆	一級はGRADE A, 二級はGRADE B, 低級はGRADE C
シャープペンシル	一級はGRADE A, 二級はGRADE B, 低級はGRADE C
万年筆	一級はGRADE A, 二級はGRADE B, 低級はGRADE C
アルミニューム板製品	同右
喫煙具	同右
金属製シガレットケース	同右
シガレットライター	同右
金属洋食器	
スプン及びフォーク	銀メッキをしたもの 同右
ナイフ	銀メッキ以外のメッキをしたもの 〃
器物	銀メッキ以外のメッキを及びメッキをしないもの 一級はGRADE A, 低級はGRADE B
洋傘骨	一級はGRADE A, 二級はGRADE B, 低級はGRADE C
アンチモン製品	同右
手縫針	一級はGRADE A, 低級はGRADE B

◎郵政省告示第七十一号
選挙無料郵便取扱の特例に関する件（昭和二十二年通信省令第九号）第二條の規定によつて、昭和二十五年四月二十日に施行される京都府知事選挙における候補者に対し、官製葉書を配給する郵便局は、京都中央郵便局とする。

昭和二十五年三月二十二日
郵政大臣 小沢佐重喜

◎郵政省告示第七十二号
郵便規則（昭和二十二年通信省令第三十四号）第三條の規定に基き、昭和六年七月通信省告示第千四百号（図案文字を挿入せる通信日附印使用の件）中「使用期間アルモノ」に次のように追加する。

昭和二十五年三月二十二日
郵政大臣 小沢佐重喜

豊橋郵便局	昭和二十五年三月二十四日から同 三月三十日まで
鹿児島郵便局	昭和三十五年三月二十五日から同 五月十日まで

◎郵政省告示第七十三号
アメリカ合衆国から日本国にあてて振り出す外国郵便為替の取扱に関する規則（昭和二十四年郵政省令第二十六号）第二條の規定に基き、昭和二十四年十一月郵政省告示第二百六十号（外国郵便為替を取り扱う郵便局に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年三月二十二日
郵政大臣 小沢佐重喜

第二号中三重県の項の次に「福井県南西郷」の一項を加える。
同号中和歌山県の項のうち「宇久井」を削る。

正誤

昭和二十五年三月四日海上保安庁告示（航）第九号中一九三項海図欄の「128—1101」は削るはずの、一九五項海図欄の「106」は「108」の、二〇〇項細目欄の「16 m」は「61 m」のいずれも誤り。海上保安庁官報報告主任

国会事事

○衆議院

◎決算議決通知 三月十八日本院は昭和二十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十二年度特別会計歳入歳出決算について議決した旨内閣に通知した。

◎議案送付 三月十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案
又同日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案
水路業務法案

◎質問書提出 三月十八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
歯科教育に関する質問主意書（田中元提出）
依託運送貨物焼失の賠償責任に関する質問主意書（大沢喜平治提出）

○参議院

◎議事日程 三月二十日の議事日程は左の通り。
議事日程 第二十九号
昭和二十五年三月二十日（月曜日）午前十時開議
第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院回付）

第二 郵便年金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院回付）
第三 郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院回付）
第四 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五 アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院に送付）
第六 開拓省資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出）

（委員長報告）

◎議案提出 三月十七日議員から左の議案を提出した。
渡米国会議員団に寄せられた米国の厚意に対する感謝決議案（竹下豊次外二十二名発議）
日本国会議員団に寄せられたカナダの厚意に対する感謝決議案（竹下豊次外二十二名発議）
又同月十八日議員から左の議案を提出した。
旧軍港市転換法案（佐々木鹿蔵外二十二名発議）
又同日衆議院から左の議案を提出した。
在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案
引揚に関する特別委員提出）

◎議案受領 三月十七日内閣から左の議案が送付された。
電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案
又同日衆議院から左の議案が送付された。
在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案（海外同胞引揚に関する特別委員提出）
衆議院提出案を委員会に付託した。
在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案（衆第一〇号）

◎議案付託（予備審査） 三月十七日議長は、左の衆議院送付案を委員会に付託した。
在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案（海外同胞引揚に関する特別委員提出）
又同月十八日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。
電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案（閣法第一一〇号）

◎議案送付 三月十七日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
郵便為替法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

◎要求書提出 三月十七日竹下豊次外二十二名から左の議案につき委員会審査省略の要求書を提出した。
渡米国会議員団に寄せられた米国の厚意に対する感謝決議案
日本国会議員団に寄せられたカナダの厚意に対する感謝決議案

◎議決通知 三月十七日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
医療法の一部を改正する法律案
又同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
産業復興公団法の一部を改正する法律案
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

◎昭和二十五年一月九日（各通）国家地方警察警部 亀田 政雄 同 仲村 敏郎

○国家地方警察旭川方面本部

叙任及び辞令

◎昭和二十五年一月九日（各通）国家地方警察警部 亀田 政雄 同 仲村 敏郎
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

◎昭和二十四年十二月二十七日（各通）国家地方警察警部 小笠原忠治 同 石沢 秋穂
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

◎昭和二十四年十二月二十六日
国家地方警察警部 福田 文夫
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

◎昭和二十四年十一月二十六日
国家地方警察警部 渡合 七郎
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

◎昭和二十五年一月九日
国家地方警察警部 紺野 勝惠
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

国家地方警察警視 紺野 勝惠
警察六級五号俸を給する
北見地区警察署長を命ずる（二十四年十二月八日）
同 渡合 七郎
警察六級一号俸を給する
警備部警ら交通課長を命ずる（一月九日）

○国家地方警察宮城県本部

◎昭和二十四年十二月二十六日
国家地方警察警部 福田 文夫
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

◎昭和二十四年十二月二十七日（各通）国家地方警察警部 小笠原忠治 同 石沢 秋穂
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

国家地方警察警視 亀田 政雄
警察五級六号俸を給する
稚内地区警察署長を命ずる 仲村 敏郎
警察五級三号俸を給する
警備部警ら交通課長を命ずる（以上一月九日）
同 長谷川吉次
総務部長を命ずる
同 平田 茂雄
旭川地区警察署長を命ずる
同 佐藤 清吉
深川地区警察署長を命ずる
同 西川 清次
総務部長兼務を免ずる（以上二月十四日）

○国家地方警察釧路方面本部

◎昭和二十五年一月九日
国家地方警察警部 落合 光一
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する
国家地方警察警視 落合 光一
警察五級二号俸を給する
警備部警備課長を命ずる（一月九日）

○国家地方警察北見方面本部

◎昭和二十四年十二月八日
国家地方警察警部 紺野 勝惠
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

◎昭和二十五年一月十九日
国家地方警察警部 渡合 七郎
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

国家地方警察警視 紺野 勝惠
警察六級五号俸を給する
北見地区警察署長を命ずる（二十四年十二月八日）
同 渡合 七郎
警察六級一号俸を給する
警備部警ら交通課長を命ずる（一月九日）

○国家地方警察宮城県本部

◎昭和二十四年十二月二十六日
国家地方警察警部 福田 文夫
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

◎昭和二十四年十二月二十七日（各通）国家地方警察警部 小笠原忠治 同 石沢 秋穂
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

◎議事日程 三月二十日の議事日程は左の通り。
議事日程 第二十九号
昭和二十五年三月二十日（月曜日）午前十時開議
第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院回付）

◎議案送付 三月十八日本院は昭和二十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十二年度特別会計歳入歳出決算について議決した旨内閣に通知した。

◎議案送付 三月十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案
又同日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案
水路業務法案

◎質問書提出 三月十八日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
歯科教育に関する質問主意書（田中元提出）
依託運送貨物焼失の賠償責任に関する質問主意書（大沢喜平治提出）

○参議院

◎議事日程 三月二十日の議事日程は左の通り。
議事日程 第二十九号
昭和二十五年三月二十日（月曜日）午前十時開議
第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院回付）

◎議案受領 三月十八日内閣から左の議案が送付された。
電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案
又同日衆議院から左の議案が送付された。
在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案（海外同胞引揚に関する特別委員提出）

◎議案受領 三月十八日議長は、左の衆議院提出案を委員会に付託した。
在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案（衆第一〇号）

◎議案付託 三月十八日議長は、左の衆議院送付案を委員会に付託した。
在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案（海外同胞引揚に関する特別委員提出）

◎議案送付 三月十八日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
郵便為替法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

◎要求書提出 三月十七日竹下豊次外二十二名から左の議案につき委員会審査省略の要求書を提出した。
渡米国会議員団に寄せられた米国の厚意に対する感謝決議案
日本国会議員団に寄せられたカナダの厚意に対する感謝決議案

◎議決通知 三月十七日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
医療法の一部を改正する法律案
又同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
産業復興公団法の一部を改正する法律案
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

◎昭和二十五年一月九日（各通）国家地方警察警部 亀田 政雄 同 仲村 敏郎
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

◎昭和二十四年十二月二十七日（各通）国家地方警察警部 小笠原忠治 同 石沢 秋穂
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

◎昭和二十四年十一月二十六日
国家地方警察警部 福田 文夫
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

◎昭和二十四年十一月二十六日
国家地方警察警部 渡合 七郎
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

国家地方警察警視 紺野 勝惠
警察六級五号俸を給する
北見地区警察署長を命ずる（二十四年十二月八日）
同 渡合 七郎
警察六級一号俸を給する
警備部警ら交通課長を命ずる（一月九日）

○国家地方警察宮城県本部

◎昭和二十四年十二月二十六日
国家地方警察警部 福田 文夫
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

◎昭和二十四年十二月二十七日（各通）国家地方警察警部 小笠原忠治 同 石沢 秋穂
国家地方警察警視に任命する
二級に叙する

昭25.3.22. 第6956号

国家地方警察警視　今野　耿介
警務部人事厚生課長を兼ねて命ずる
（二月四年十二月七日）　福田　文夫
同
警察六級一号俸を給する
警備部警ら交通課長を命ずる（二十四年十二月二十六日）　小笠原忠治
同
警察五級二号俸を給する
警務部教養課長を命ずる　石沢　秋穂
同
警察五級三号俸を給する
北津軽地区警察署長を命ずる（以上二十四年十二月二十七日）

○国家地方警察茨城県本部

◎昭和二十五年一月三十一日
国家地方警察警察部　福田孝之助
国家地方警察警察警視に任命する
二級に叙する　阪野　正明
同
水戸地区警察署長を兼ねて命ずる　浅野　武雄
同
法務府へ出向を命ずる（以上二十四年十二月十六日）　木村　豊
同
総務部会計課長を兼ねて命ずる　小倉與五郎
同
水戸地区警察署長を命ずる　塙　毅
同
土浦地区警察署長を命ずる　阪野　正明
同
水戸地区警察署長兼務を免ずる（以上一月十日）　福田孝之助
同
警察六級一号俸を給する（一月三十一日）

○国家地方警察群馬県本部

◎昭和二十五年一月二十三日
国家地方警察警察部　根岸　清
国家地方警察警察警視に任命する
二級に叙する　根岸　清
同
警察六級一号俸を給する
刑事部鑑識課長を命ずる（一月二十三日）

○国家地方警察神奈川県本部

◎昭和二十五年一月三十一日
国家地方警察警察警視　堀越　信一
国家地方警察本部へ出向を命ずる（一月四日）

○国家地方警察石川県本部

◎昭和二十四年十二月二十七日
国家地方警察警察部　岩山　豊太
国家地方警察警察警視に任命する
二級に叙する　岩山　豊太
同
警察六級一号俸を給する
河北地区警察署勤務を命ずる（二十四年十二月二十七日）

○国家地方警察福井県本部

◎昭和二十四年十二月十四日
（各通）　国家地方警察警部　宮川高治郎
同　早見　忠一
国家地方警察警察警視に任命する
二級に叙する
◎昭和二十五年一月一日
国家地方警察警察部　前田　武夫
国家地方警察警察警視に任命する
二級に叙する　宮川高治郎
警察六級一号俸を給する
若狭地区警察署長を命ずる　早見　忠一
同
警察六級一号俸を給する
警務部教養課長を命ずる
福井県警察学校長を兼ねて命ずる（以上二十四年十二月十四日）　前田　武夫
同
警察六級一号俸を給する
警備部警ら交通課長を命ずる（一月一日）　武夫

○厚　生　省

◎昭和二十五年一月三十一日
厚生事務官　藤森　国雄
厚生事務官に任命する
二級に叙する　藤森　国雄
厚生事務官　藤森　国雄
九級二号俸を給する
国立函館病院庶務課長を命ずる（一月三十一日）　純二
願に依り本官を免ずる（二月二十日）　石垣
厚生技官　川上　一朗
同　可知　道夫
同　田中　正
同　倉田　当助
同　菅野　三男
同　松島　真平
（各通）　小坂　久夫
願に依り本官を免ずる（二月二十五日）
同
十一級二号俸を給する
国立療養所村山病院医務課長を命ずる（二月二十八日）

○農　林　省

◎昭和二十五年三月十五日
林野庁長官に任命する　農林技官　横川　信夫
一級に叙する
（各通）　林野庁長官　三浦　辰雄
農林技官　西村　文造
願に依り本官を免ずる（以上三月十五日）

○中央経済調査庁

◎昭和二十五年一月二十五日
経済調査官　山本　忠一
二級に陞叙する
◎昭和二十五年一月二十八日
経済調査官に任命する　河野　修
二級に陞叙する
経済調査官　玉城　貞
◎昭和二十五年三月十一日
経済安定事務官　中野　豊治
経済調査官に任命する
二級に叙する
経済調査官　山本　忠一
願に依り本官を免ずる（二月二十五日）　河野　修
同　玉城　貞
（各通）
宮崎地方経済調査庁勤務を命ずる　喜重
同　森本　九鬼　英利
（各通）
国税庁へ出向を命ずる（以上二月二十八日）
同
広島管区経済調査庁監査部長を命ずる　森　浩
同
広島地方経済調査庁第一部長を命ずる　八谷　万一
同　松永　鴻
広島地方経済調査庁第二部長を命ずる
同　五十川捨造
広島管区経済調査庁監査部物資課長事務取扱を命ずる
同　古谷多津夫
国家公務員法第七十九條第一項第二号に依り休職を命ずる
同　内田　達夫
中央経済調査庁査察部監視課長兼物資第二課長を命ずる
同　吉田　龍雄
中央経済調査庁査察部監視課長事務取扱を免ずる（以上三月一日）
同　長尾　秀夫
高松管区経済調査庁勤務を命ずる
同　山川朝四郎
香川地方経済調査庁勤務を命ずる
同　高部　正文
同　塩田　信道
広島管区経済調査庁勤務を命ずる（以上三月七日）
同　森　久司
中央経済調査庁査察部食糧課兼務を命ずる
同
国家公務員法第八十二條第二号、第三号の規定により懲戒処分として本官を免ずる（以上三月八日）
同　中野　豊治
釧路地方経済調査庁第一部長を命ずる
同　佐藤　勇吉
釧路地方経済調査庁第一部長事務取扱を免ずる（以上三月十一日）
同　鈴木　新納
願に依り本官を免ずる（三月十五日）

正　誤

昭和二十五年三月十六日叙任及び辞令欄中一九一頁四段「○外務省」は「○賠償庁」の編集誤り。

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◎日本国有鉄道公示第四十号
内地連絡運輸規則（昭和二十四年六月日本国有鉄道公示第二十九号）の一部を次のように改正し、昭和二十五年四月一日から施行する。
昭和二十五年三月二十二日
日本国有鉄道総裁　加賀田之雄
（改正條文省略。但し、昭和二十五年三月二十二日鉄道公報参照）

法務府公告

○押収物還付公告

神戸区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十四年領第一三五八七号（岡田国雄食糧管理法違反事件）
一、換価金　八百二十九円四十銭
○同領第一三八三五号（原すゑの同）
一、同　七百四円七十銭
○同領第一四一九六号（藤田松男同）
一、同　三千十八円四十銭
○同領第一一一〇七号（岩本道子こと朴春柱同）
一、同　高部　正文
同　五百五十円八十銭
○同領第一二〇一号（加山三男こと金龍万同）
一、同　八百三十七円八十銭
○同領第四二二八号（大山尚輝同）
一、同　三百四十二円四十銭
○同領第一二七五〇号（津村勇窃盗事件）
一、風呂敷　一枚
○同領第一一七〇三号（吉村三郎同）
一、シャツ　一枚
○同領第一〇五八四号（秋田シゲ子物価統制令違反事件）
一、換価金　四百十五円
○同領第一一二一七号（前川初枝同）
一、同　二百九十九円二十銭
○同領第一一四〇二号（黒田ツル子同）
一、同　三百二十円七十銭
○同領第八六六二号（川田岩男同）
一、洋服生地　二十一碼
○同領第九一八八号（井上幸子食糧管理法違反物価統制令違反事件）
一、換価金　四百七十一円六十銭
○同領第二四九二号（松川安夫臨時物資需給調整法違反事件）
一、同　一万九千七百七円八十銭
○同領第一三二一号（高尾亨同）
一、同　一千九百八十五円二十銭
○同領第二四九三号（浅広信一同）
一、同　六千四百七十六円四十銭
○同領第二四九〇号（春日野芳雄同）
一、同　五千六百十七円四十銭
○同領第九三一七号（上田奈良一同）
一、同　取引伝票　一枚
○同領第一三四九八号（越智巌吉傷害事件）
一、下駄　一足
○同領第一二一九〇号（西岡喜三郎窃盗事件）
一、男麻白ズボン　一枚
二、男子合ズボン　一枚
三、男子木綿ズボン　一枚
四、男子カッターシャツ　一枚
五、合鍵　四箇
○同領第一四二九〇号（藤村道秀窃盗事件）
一、生ゴム　十封度
○同領第一三三六四号（石井安子食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百七十八円六十銭

福井地方検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十四年領第三五六〇号（梶田政一食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　六千三百三十八円六十銭
○同領第三五六一号（河本清一郎同）
一、同　六百七十九円十銭
○同領第三五七七号（川口止次同）
一、同　六百三円七十銭
○同領第三七〇八号（東原薫同）
一、同　五百八十五円七十五銭
○同領第三七二二号（松原玉代同）
一、同　二千四百三十四円八十銭
○同領第三七二二号（岩本田太郎同）
一、同　五百三十一円九十銭
○同領第三七二三号（中西光雄同）
一、同　六百八円七十銭
○同領第三七四七号（原田元吉同）
一、同　四千五百二十七円五十銭
○同領第三七四八号（山田商会同）
一、同　四百五十二円八十銭
○同領第三七五〇号（前川鉄工所同）
一、同　三千七百七十二円
○同領第三七五七号（福山一郎同）
一、同　四百五十二円八十銭
○同領第三七七九号（前川商店同）
一、同　二千四百五十二円五十銭
○同領第三七八〇号（山本商店同）
一、同　千二百四十五円十銭
○同領第三六五二号（大野春男外八一名物価統制令違反事件）
一、人絹織物　換価金　三万五千六百二十七円五十八銭
○昭和二十三年領第八六二号（南静子同）
一、米　換価金　四百十五円四十銭
○同領第七七六号（前田利光同）
一、同　三百七十二円七十五銭
○昭和二十四年領第三五六四号（生田三江子同）
一、米、小豆　換価金　五百五十七九円二十銭
○同領第三六九三号（堀江與平外一名同）
一、米　換価金　二百六十四円十銭
○同領第三〇二号（清水道太郎窃盗事件）
一、女物冬ズボン　一
一、女物オーバー　一
一、女物背広上衣　一
一、男物ホーラーズボン　一
一、男物冬茶色ズボン　一
一、サルマタ　一
一、地下足袋　一
一、トランク　一
一、便箋　一
一、印鑑　一
○同領第三一八号（斎藤正夫同）
一、茶皮財布　一
一、現金　五百十円五十銭
内訳　百円札　五枚
五十銭　一箇
一円　一箇
○同領第三八五号（酒井外美惠外一名同）
一、チャック付紺色手提袋　一
一、布二つ折財布　一
一、婦人用赤色洋傘　一
一、現金　二千九十七円五十銭
内訳　百円札　二十枚
十円札　九枚
五円札　一枚
一円札　一枚
五十銭　一枚
○同領第二四一六号（山田忠物価統制令違反事件）
一、そうめん　換価金　四百八十二円十六銭
○同領第二一六号（吉川佐太二贓物寄蔵事件）
一、赤色木製柄付大型ドライバー　一

秋田区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十四年押第一六七一号（被疑者不詳臨時物資需給調整法違反事件）
一、換価金　五十八円十銭
○同押第一六七〇号（同）
一、同　二百八十四円五十銭
○同押第一六六九号（同）
一、同　四百二十五円六十銭
○同押第一六六八号（同）
一、同　九十五円六十銭
○同押第一六七七号（同）
一、同　百六十九円二十銭
○同押第一六七六号（同）
一、同　二百一円六十銭
○同押第一八五五号（同食糧管理法違反事件）
一、同　二百六十三円四銭
二、布袋　一枚
○同押第一八五六号（同）
一、換価金　四百七円三十七銭
二、袋　一枚
○同押第一八五七号（同）
一、換価金　百五十円九十五銭
二、袋　一枚
○同押第一八五八号（同）
一、換価金　百十三円二十一銭
二、木綿袋　一枚
三、風呂敷　一枚

大津地方検察庁長浜支部
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十三年押第六一号（米山完窃盗事件）
一、雨コート　一枚
二、短靴　一足
○昭和二十四年押第三三〇号（志和久雄同）
一、ニューム鍋　一箇
二、シャモジ　一箇
三、ナイフ　一箇
○同押第五九〇号（坂下一男食糧管理法違反事件）
一、換価金　千七百九十二円六十五銭
○同押第五九一号（山本トミ同）
一、同　七百十四円九十九銭
○同押第六〇六号（木下正男同）
一、同　七百十七円六銭
○同押第七四二号（坂本正市同）
一、同　二千百四十七円五十九銭

六日町区検察庁
左記押収物により刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十四年押第一三九二号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　千三百五十八円五十銭
○同押第一三九三号（同）
一、同　五十五円六十銭
○同押第一三九四号（同）
一、同　千五百二十八円九十九銭
○同押第一三九五号（同）
一、同　五百二十八円三十銭
○同押第一三九六号（同）
一、同　七百二十六円六十銭
○同押第一三九七号（同）
一、同　九百五十六円六十銭
○同押第一三九八号（同）
一、同　九百五十六円六十銭
○同押第一三九九号（同）
一、同　二百六十三円四十銭
○同押第一四〇〇号（同）
一、同　二百八十三円三十銭
○同押第一四〇一号（同）
一、同　二百八十八円六十八銭
○同押第一四〇二号（同）
一、同　二百八十八円
○同押第一四〇三号（同）
一、米　換価金　二百十円
○同押第一四〇四号（同）
一、豆　換価金　百十円
○同押第一四〇五号（同）
一、米　換価金　百十円
○同押第一四〇六号（同）
一、米等　換価金　百十円
○同押第一四〇七号（同）
一、豆　換価金　百六円三十七銭
○同押第一四〇八号（同）
一、米　換価金　千五十六円七十二銭
○同押第一四〇九号（同）
一、豆　換価金　四百二十五円五十銭
○同押第一四一〇号（同）
一、米　換価金　千十八円八十八銭
○同押第一四一一号（同）
一、リュックサック　一箇
○同押第一四一二号（同）
一、米　換価金　百八十八円六十八銭
○同押第一四一三号（同）
一、米　換価金　百八十八円
○同押第一四一四号（同）
一、米　換価金　百八十八円
○同押第一四一五号（同）
一、豆　換価金　二百十一円七十五銭
○同押第一四一六号（同）
一、米等　換価金　二百十一円
○同押第一四一七号（同）
一、米　換価金　二百十一円
○同押第一四一八号（同）
一、米　換価金　二百十一円
○同押第一四一九号（同）
一、米　換価金　二百十一円
○同押第一四二〇号（同）
一、米　換価金　二百十一円
○同押第一四二一号（同）
一、同　二百六十四円十六銭
○同押第一四二二号（同）
一、豆　換価金　三百十九円十二銭
○同押第一四二三号（同）
一、米　換価金　九十四円三十四銭
○同押第一四二四号（同）
一、同　二百六十四円十六銭
○同押第一四二五号（同）
一、同　八百六十七円九十三銭
○同押第一四二六号（同）
一、リュックサック　一箇
○同押第一四二七号（同）
一、米　換価金　七百九十二円四十六銭
○同押第一四二八号（同）
一、リュックサック　一箇
○同押第一四二九号（同）
一、米　換価金　二百四十四円十六銭

長浜区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十二年押第七三号（金江花子食糧管理法違反事件）
一、換価金　九十七円七十銭
○昭和二十三年押第八四号（橋爪終蔵同）
一、リックサック　一箇
一、換価金　百四十六円六十八銭
○同押第二六〇号（北川キヨ子同）
一、同　五十七円二十銭
○同押第二六九号（梶原辰三同）
一、同　六百九十六円
○昭和二十四年押第六七号（山本春子健次食糧管理法違反事件）
一、換価金　千六十七円七十銭
○同押第一三三三号（田村正夫同）
一、同　三百三十八円二十二銭
○同押第一六八二号（吉田一夫同）
一、同　二千百九十七円五十銭
○同領第一一一〇七号（岩本道子こと朴春柱同）
一、同　高部　正文
同　五百五十円八十銭
○同領第一二〇一号（加山三男こと金龍万同）
一、同　八百三十七円八十銭
○同領第四二二八号（大山尚輝同）
一、同　三百四十二円四十銭
○同領第一二七五〇号（津村勇窃盗事件）
一、風呂敷　一枚
○同領第一一七〇三号（吉村三郎同）
一、シャツ　一枚
○同領第一〇五八四号（秋田シゲ子物価統制令違反事件）
一、換価金　四百十五円
○同領第一一二一七号（前川初枝同）
一、同　二百九十九円二十銭
○同領第一一四〇二号（黒田ツル子同）
一、同　三百二十円七十銭
○同領第八六六二号（川田岩男同）
一、洋服生地　二十一碼
○同領第九一八八号（井上幸子食糧管理法違反物価統制令違反事件）
一、換価金　四百七十一円六十銭
○同領第二四九二号（松川安夫臨時物資需給調整法違反事件）
一、同　一万九千七百七円八十銭
○同領第一三二一号（高尾亨同）
一、同　一千九百八十五円二十銭
○同領第二四九三号（浅広信一同）
一、同　六千四百七十六円四十銭
○同領第二四九〇号（春日野芳雄同）
一、同　五千六百十七円四十銭
○同領第九三一七号（上田奈良一同）
一、同　取引伝票　一枚
○同領第一三四九八号（越智巌吉傷害事件）
一、下駄　一足
○同領第一二一九〇号（西岡喜三郎窃盗事件）
一、男麻白ズボン　一枚
二、男子合ズボン　一枚
三、男子木綿ズボン　一枚
四、男子カッターシャツ　一枚
五、合鍵　四箇
○同領第一四二九〇号（藤村道秀窃盗事件）
一、生ゴム　十封度
○同領第一三三六四号（石井安子食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百七十八円六十銭

○同押第一七〇三号（藤山進同）
一、同　三千六百十五円六十五銭
○同押第一七〇六号（藤山幸夫同）
一、同押第一七百九十円二十五銭
○同押第一七一四号（上田カジ同）
一、同　四百十一円五十銭
○同押第一七二二号（多口勇同）
一、同　千七百二十円五十銭
○同押第一七二三号（小商店同）
一、同　五千三百七十七円二十銭
○同押第一七二四号（岡田商店同）
一、同　四千十四円十銭
○同押第一七二五号（高井隆同）
一、同　千五百二十三円六十銭
○同押第一七二六号（藤山幸夫同）
一、同　九百八十一円六十銭
○同押一七二七号（浪花商会名義を使用した某同）
一、同　五千九十八円二十銭
○同押第一七三三号（堀某同）
一、同　千四百六十五円
○同押第一七三四号（中島某同）
一、同　七百八十五円四十銭
○同押第一七三五号（㊥印松本某同）
一、同　千六百八十三円
○同押第一七三六号（小路某同）
一、同　千四百六十五円
○同押第一七三七号（楠田同）
一、同　千四百十一円九十銭
○同押第一七四一号（森本某同）
一、同　千百一十二円
○同押第一七四二号（中西某同）
一、同　千二百二十五円三十銭
○同押第一六二三号（池尾政一物価統制令違反事件）
一、同　千六百八十六円五十五銭
○同押第一六五九号（西村清一同）
一、同　千三百七十六円三十五銭
○同押第一六八四号（大西トクエ同）
一、同　六百二十四円十五銭
○同押第一六八六号（和中正一同）
一、同　五百五十一円
○同押第一六九六号（加藤捨治同）
一、同　五百六十一円
○同押第一六七七号（大山松吉同）
一、同　二千八百三十二円
○同押第四八九号（岩本禹南酒税法違反事件）
一、同　千六百五十八円八十銭
○同押第一七三八号（荒井某同）
一、同　三百二十円
○同押第四四号（金山新作暴力行為等処罰に関する法律違反事件）
一、混棒　一
○同押第一二四九（堀本泰佑窃盗事件）
一、風呂敷　一
○同押第一三四八号（土屋隆三同）
一、五寸釘　一
二、バケツの手　一
三、小刀　一
○同押第一七〇二号（柳本保外一名同）
一、重箱（二重）　四箇
二、盆　三枚
○同押第一七二〇号（松村常太郎同）
一、立会封金　五百円

江差区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十四年押第一三四号（前川正夫食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　六百九十円八十五銭

飯田区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
○昭和二十五年押第三八号（被疑者不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、米、大豆　換価金　一、三三九円九〇銭
○同押第四九号（同）
一、米　換価金　五二八円三〇銭
○同押第五五号（カンガユミ子同）
一、同　二四五円三〇銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、手提籠　一箇
○昭和二十四年押第一一四号（羅芳子同）
一、米

換価金　二二六円四〇銭

小倉区検察庁
左記食糧管理法違反事件押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
昭和二十四年

押収番号	押収物	換価代金	被疑者氏名	被告人
六〇八〇	一、米	一、一三二・一〇	不詳	
六〇八一	一、米	一、一〇五・七〇	〃	
六〇八二	四、米	四〇七・八〇	松田スエ	
六〇八三	一、米	五二八・三〇	〃	
六〇八四	二、米	四三四・〇〇	〃	
六〇八五	三、米	四七一・七〇	〃	
六〇八六	一、米	五五八・五〇	〃	
六〇八七	一、米	二九〇・六〇	前田上太郎	
六〇八八	一、米	六〇九・九〇	中本シズエ	
六〇八九	一、米	四四三・二〇	不詳	
六〇九〇	一、米	五二八・三〇	〃	
六〇九一	一、米	九五一・〇〇	〃	
六〇九二	一、米	一、四〇〇・六〇	吉田ヒフミ	
六〇九三	一、米	一、〇八五・五〇	春次	
六〇九四	一、米	四一五・一〇	今西コト	
六〇九七	一、米	二九〇・六〇	高橋守	
六〇九八	一、米	一、〇五六・六〇	木村道子	
六〇九九	一、米	五二二・三〇	佐藤正治	
六一〇〇	一、米	四一五・一〇	山田	
六一〇六	一、米	一、〇三七・七〇	不詳	
六一一一	一、米	三四五二・六三		
六一一八	一、米	一〇五・六〇		
六一二一	一、米	一七七・二九		
六一二四	一、米	一〇三七・〇〇		
六一二八	一、米	二八二・〇〇		
六一三八	一、米	三四五二・四六		
六一四〇	一、米	一〇五・六〇		
六一四四	一、米	三一・〇〇		
六一四六	一、米	二五〇・九五		
六一四七	一、米	一六〇・一八		
六一四九	一、米	八二九・二三		
六一五一	一、米	一五・六三		
六一五四	一、米	一〇三・三〇		
六一五五	一、米	二四八・二一		
六一五六	一、米	一六〇・九五		
六一五七	一、米	一六〇・一八		
六一六一	一、米	一五八・四九		
六一六二	一、米	三〇一・八九		
六一六四	一、米	一一三・三一		
六一六五	一、米	一一三・四〇		
六一六六	一、米	二二六・四二		
六一六七	一、米	三七四・一六		
六一六八	一、米	一六四・〇五		
六一六九	一、米	一五八・四九		
六一七〇	一、米	二八三・六一		
六一七一	一、米	一〇七・三一		
六一七二	一、米	二四八・二一		
六一七三	一、米	一六〇・九五		
六一七四	一、米	一六〇・一八		
六一七五	一、米	三五四・二四		
六一七六	一、米	二二六・四二		
六一七七	一、米	三七四・一六		
六一七八	一、米	一一六・二〇		
六一七九	一、米	一五二・〇八		
六一八〇	一、米	三〇一・八九		
六一八一	一、米	二五九・二四		
六一八二	一、米	三五四・五八		
六一八三	一、米	一四九・二四		
六一八四	一、米	三七四・〇五		
六一八五	一、米	二四八・二一		
六一八六	一、米	二二六・四二		
六一八七	一、米	一五二・〇八		
六一八八	一、米	二二六・四二		
六一八九	一、米	一五二・〇八		
六一九〇	一、米	二二六・四二		
六一九一	一、米	二二六・四二		
六一九二	一、米	一一六・二〇		
六一九三	一、米	一一六・二〇		
六一九四	一、米	二二六・四二		
六一九五	一、米	一一六・二〇		
六一九六	一、米	一一六・二〇		
六一九七	一、米	一一六・二〇		
六一九八	一、米	一一六・二〇		
六一九九	一、米	一一六・二〇		
六二〇〇	一、米	一一六・二〇		
六二〇一	一、米	一一六・二〇		
六二〇四	一、米	一一六・二〇		
六二〇五	一、米	一一六・二〇		
六二〇六	一、米	一一六・二〇		
六二〇七	一、米	一一六・二〇		
六二〇八	一、米	一一六・二〇		
六二〇九	一、米	一一六・二〇		
六二一〇	一、米	一一六・二〇		
六二一一	一、米	一一六・二〇		
六二一二	一、米	一一六・二〇		
六二一三	一、米	一一六・二〇		
六二一四	一、米	一一六・二〇		
六二一五	一、米	一一六・二〇		
六二一六	一、米	一一六・二〇		
六二一七	一、米	一一六・二〇		
六二一八	一、米	一一六・二〇		
六二一九	一、米	一一六・二〇		
六二二〇	一、米	一一六・二〇		
六二二一	一、米	一一六・二〇		
六二二二	一、米	一一六・二〇		
六二二三	一、米	一一六・二〇		
六二二四	一、米	一一六・二〇		
六二二五	一、米	一一六・二〇		
六二二六	一、米	一一六・二〇		
六二二七	一、米	一一六・二〇		
六二二八	一、米	一一六・二〇		
六二二九	一、米	一一六・二〇		
六二三〇	一、米	一一六・二〇		
六二三一	一、米	一一六・二〇		
六二三二	一、米	一一六・二〇		
六二三三	一、米	一一六・二〇		
六二三四	一、米	一一六・二〇		
六二三五	一、米	一一六・二〇		
六二三六	一、米	一一六・二〇		
六二三七	一、米	一一六・二〇		
六二三八	一、米	一一六・二〇		
六二三九	一、米	一一六・二〇		
六二四〇	一、米	一一六・二〇		
六二四一	一、米	一一六・二〇		
六二四二	一、米	一一六・二〇		
六二四三	一、米	一一六・二〇		
六二四四	一、米	一一六・二〇		
六二四五	一、米	一一六・二〇		
六二四六	一、米	一一六・二〇		
六二四七	一、米	一一六・二〇		
六二四八	一、米	一一六・二〇		
六二四九	一、米	一一六・二〇		
六二五〇	一、米	一一六・二〇		
六二五一	一、米	一一六・二〇		
六二五二	一、米	一一六・二〇		
六二五三	一、米	一一六・二〇		
六二五四	一、米	一一六・二〇		
六二五五	一、米	一一六・二〇		
六二五六	一、米	一一六・二〇		
六二五七	一、米	一一六・二〇		
六二五八	一、米	一一六・二〇		
六二五九	一、米	一一六・二〇		
六二六〇	一、米	一一六・二〇		
六二六一	一、米	一一六・二〇		
六二六二	一、米	一一六・二〇		
六二六三	一、米	一一六・二〇		
六二六四	一、米	一一六・二〇		
六二六五	一、米	一一六・二〇		
六二六六	一、米	一一六・二〇		
六二六七	一、米	一一六・二〇		
六二六八	一、米	一一六・二〇		
六二六九	一、米	一一六・二〇		
六二七〇	一、米	一一六・二〇		
六二七一	一、米	一一六・二〇		
六二七二	一、米	一一六・二〇		
六二七三	一、米	一一六・二〇		
六二七四	一、米	一一六・二〇		
六二七五	一、米	一一六・二〇		
六二七六	一、米	一一六・二〇		
六二七七	一、米	一一六・二〇		
六二七八	一、米	一一六・二〇		
六二七九	一、米	一一六・二〇		
六二八〇	一、米	一一六・二〇		
六二八一	一、米	一一六・二〇		
六二八二	一、米	一一六・二〇		
六二八三	一、米	一一六・二〇		
六二八四	一、米	一一六・二〇		
六二八五	一、米	一一六・二〇		
六二八六	一、米	一一六・二〇		
六二八七	一、米	一一六・二〇		
六二八八	一、米	一一六・二〇		
六二八九	一、米	一一六・二〇		
六二九〇	一、米	一一六・二〇		
六二九一	一、米	一一六・二〇		
六二九二	一、米	一一六・二〇		
六二九三	一、米	一一六・二〇		
六二九四	一、米	一一六・二〇		
六二九五	一、米	一一六・二〇		
六二九六	一、米	一一六・二〇		
六二九七	一、米	一一六・二〇		
六二九八	一、米	一一六・二〇		
六二九九	一、米	一一六・二〇		
六三〇〇	一、米	一一六・二〇		
六三〇一	一、米	一一六・二〇		
六三〇二	一、米	一一六・二〇		
六三〇四	一、米	一一六・二〇		
六三〇五	一、米	一一六・二〇		
六三〇六	一、米	一一六・二〇		
六三〇七	一、米	一一六・二〇		
六三〇八	一、米	一一六・二〇		
六三〇九	一、米	一一六・二〇		
六三一〇	一、米	一一六・二〇		
六三一一	一、米	一一六・二〇		
六三一二	一、米	一一六・二〇		
六三一三	一、米	一一六・二〇		
六三一四	一、米	一一六・二〇		
六三一五	一、米	一一六・二〇		
六三一六	一、米	一一六・二〇		
六三一七	一、米	一一六・二〇		
六三一八	一、米	一一六・二〇		
六三二四	一、米	一一六・二〇		
六三二五	一、米	一一六・二〇		
六三二六	一、米	一一六・二〇		
六三二七	一、米	一一六・二〇		
六三二八	一、米	一一六・二〇		
六三二九	一、米	一一六・二〇		
六三三〇	一、米	一一六・二〇		
六三三一	一、米	一一六・二〇		
六三三二	一、米	一一六・二〇		
六三三三	一、米	一一六・二〇		
六三三四	一、米	一一六・二〇		
六三三五	一、米	一一六・二〇		
六三三六	一、米	一一六・二〇		
六三三七	一、米	一一六・二〇		
六三三八	一、米	一一六・二〇		
六三三九	一、米	一一六・二〇		
六三四〇	一、米	一一六・二〇		
六三四一	一、米	一一六・二〇		
六三四二	一、米	一一六・二〇		
六三四三	一、米	一一六・二〇		
六三四四	一、米	一一六・二〇		
六三四五	一、米	一一六・二〇		
六三四六	一、米	一一六・二〇		
六三四七	一、米	一一六・二〇		
六三四八	一、米	一一六・二〇		
六三四九	一、米	一一六・二〇		
六三五〇	一、米	一一六・二〇		
六三五一	一、米	一一六・二〇		
六三五二	一、米	一一六・二〇		
六三五三	一、米	一一六・二〇		
六三五四	一、米	一一六・二〇		
六三五五	一、米	一一六・二〇		
六三五六	一、米	一一六・二〇		
六三五七	一、米	一一六・二〇		
六三五八	一、米	一一六・二〇		
六三五九	一、米	一一六・二〇		
六三六〇	一、米	一一六・二〇		
六三六一	一、米	一一六・二〇		
六三六二	一、米	一一六・二〇		
六三六三	一、米	一一六・二〇		
六三六四	一、米	一一六・二〇		
六三六五	一、米	一一六・二〇		
六三六六	一、米	一一六・二〇		
六三六七	一、米	一一六・二〇		
六三六八	一、米	一一六・二〇		
六三六九	一、米	一一六・二〇		
六三七〇	一、米	一一六・二〇		
六三七一	一、米	一一六・二〇		
六三七二	一、米	一一六・二〇		
六三七三	一、米	一一六・二〇		
六三七四	一、米	一一六・二〇		
六三七五	一、米	一一六・二〇		
六三七六	一、米	一一六・二〇		
六三七七	一、米	一一六・二〇		
六三七八	一、米	一一六・二〇		
六三七九	一、米	一一六・二〇		
六三八〇	一、米	一一六・二〇		
六三八一	一、米	一一六・二〇		
六三八二	一、米	一一六・二〇		
六三八三	一、米	一一六・二〇		
六三八四	一、米	一一六・二〇		
六三八五	一、米	一一六・二〇		
六三八六	一、米	一一六・二〇		
六三八七	一、米	一一六・二〇		
六三八八	一、米	一一六・二〇		
六三八九	一、米	一一六・二〇		
六三九〇	一、米	一一六・二〇		
六三九一	一、米	一一六・二〇		
六三九二	一、米	一一六・二〇		
六三九三	一、米	一一六・二〇		
六三九四	一、米	一一六・二〇		
六三九五	一、米	一一六・二〇		
六三九六	一、米	一一六・二〇		
六三九七	一、米	一一六・二〇		
六三九八	一、米	一一六・二〇		
六三九九	一、米	一一六・二〇		
六四〇〇	一、米	一一六・二〇		
六四〇一	一、米	一一六・二〇		
六四〇二	一、米	一一六・二〇		
六四〇三	一、米	一一六・二〇		
六四〇四	一、米	一一六・二〇		
六四〇五	一、米	一一六・二〇		
六四〇六	一、米	一一六・二〇		
六四〇七	一、米	一一六・二〇		
六四〇八	一、米	一一六・二〇		
六四〇九	一、米	一一六・二〇		
六四一〇	一、米	一一六・二〇		
六四一一	一、米	一一六・二〇		
六四一二	一、米	一一六・二〇		
六四一三	一、米	一一六・二〇		
六四一四	一、米	一一六・二〇		
六四一五	一、米	一一六・二〇		
六四一六	一、米	一一六・二〇		
六四一七	一、米	一一六・二〇		
六四一八	一、米	一一六・二〇		
六四一九	一、米	一一六・二〇		
六四二〇	一、米	一一六・二〇		
六四二一	一、米	一一六・二〇		
六四二二	一、米	一一六・二〇		
六四二三	一、米	一一六・二〇		
六四二四	一、米	一一六・二〇		
六四二五	一、米	一一六・二〇		
六四二六	一、米	一一六・二〇		
六四二七	一、米	一一六・二〇		
六四二八	一、米	一一六・二〇		
六四二九	一、米	一一六・二〇		
六四三〇	一、米	一一六・二〇		
六四三一	一、米	一一六・二〇		
六四三二	一、米	一一六・二〇		
六四三三	一、米	一一六・二〇		
六四三四	一、米	一一六・二〇		
六四三五	一、米	一一六・二〇		
六四三六	一、米	一一六・二〇		
六四三七	一、米	一一六・二〇		
六四三八	一、米	一一六・二〇		
六四三九	一、米	一一六・二〇		
六四四〇	一、米	一一六・二〇		
六四四一	一、米	一一六・二〇		
六四四二	一、米	一一六・二〇		
六四四三	一、米	一一六・二〇		
六四四四	一、米	一一六・二〇		
六四四五	一、米	一一六・二〇		
六四四六	一、米	一一六・二〇		
六四四七	一、米	一一六・二〇		
六四四八	一、米	一一六・二〇		
六四四九	一、米	一一六・二〇		
六四五〇	一、米	一一六・二〇		
六四五一	一、米	一一六・二〇		
六四五二	一、米	一一六・二〇		
六四五三	一、米	一一六・二〇		
六四五四	一、米	一一六・二〇		
六四五五	一、米	一一六・二〇		
六四五六	一、米	一一六・二〇		
六四五七	一、米	一一六・二〇		
六四五八	一、米	一一六・二〇		
六四五九	一、米	一一六・二〇		
六四六〇	一、米	一一六・二〇		
六四六一	一、米	一一六・二〇		
六四六二	一、米	一一六・二〇		
六四六三	一、米	一一六・二〇		
六四六四	一、米	一一六・二〇		
六四六五	一、米	一一六・二〇		
六四六六	一、米	一一六・二〇		
六四六七	一、米	一一六・二〇		
六四六八	一、米	一一六・二〇		
六四六九	一、米	一一六・二〇		
六四七〇	一、米	一一六・二〇		
六四七一	一、米	一一六・二〇		
六四七二	一、米	一一六・二〇		
六四七三	一、米	一一六・二〇		
六四七四	一、米	一一六・二〇		
六四七五	一、米	一一六・二〇		
六四七六	一、米	一一六・二〇		
六四七七	一、米	一一六・二〇		
六四七八	一、米	一一六・二〇		
六四七九	一、米	一一六・二〇		
六四八〇	一、米	一一六・二〇		
六四八一	一、米	一一六・二〇		
六四八二	一、米	一一六・二〇		
六四八三	一、米	一一六・二〇		
六四八四	一、米	一一六・二〇		
六四八五	一、米	一一六・二〇		
六四八六	一、米	一一六・二〇		
六四八七	一、米	一一六・二〇		
六四八八	一、米	一一六・二〇		
六四八九	一、米	一一六・二〇		
六四九〇	一、米	一一六・二〇		
六四九一	一、米	一一六・二〇		
六四九二	一、米	一一六・二〇		
六四九三	一、米	一一六・二〇		
六四九四	一、米	一一六・二〇		
六四九五	一、米	一一六・二〇		
六四九六	一、米	一一六・二〇		
六四九七	一、米	一一六・二〇		
六四九八	一、米	一一六・二〇		
六四九九	一、米	一一六・二〇		
六五〇〇	一、米	一一六・二〇		
六五〇一	一、米	一一六・二〇		
六五〇二	一、米	一一六・二〇		
六五〇三	一、米	一一六・二〇		
六五〇四	一、米	一一六・二〇		
六五〇五	一、米	一一六・二〇		
六五〇六	一、米	一一六・二〇		
六五〇七	一、米	一一六・二〇		
六五〇八	一、米	一一六・二〇		
六五〇九	一、米	一一六・二〇		
六五一〇	一、米	一一六・二〇		
六五一一	一、米	一一六・二〇		
六五一二	一、米	一一六・二〇		
六五一三	一、米	一一六・二〇		
六五一四	一、米	一一六・二〇		
六五一五	一、米	一一六・二〇		
六五一六	一、米	一一六・二〇		
六五一七	一、米	一一六・二〇		
六五一八	一、米	一一六・二〇		
六五一九	一、米	一一六・二〇		
六五二〇	一、米	一一六・二〇		
六五二一	一、米	一一六・二〇		
六五二二	一、米	一一六・二〇		
六五二三	一、米	一一六・二〇		
六五二四	一、米	一一六・二〇		
六五二五	一、米	一一六・二〇		
六五二六	一、米	一一六・二〇		
六五二七	一、米	一一六・二〇		
六五二八	一、米	一一六・二〇		
六五二九	一、米	一一六・二〇		
六五三〇	一、米	一一六・二〇		
六五三一	一、米	一一六・二〇		
六五三二	一、米	一一六・二〇		
六五三三	一、米	一一六・二〇		
六五三四	一、米	一一六・二〇		
六五三五	一、米	一一六・二〇		
六五三六	一、米	一一六・二〇		
六五三七	一、米	一一六・二〇		
六五三八	一、米	一一六・二〇		
六五三九	一、米	一一六・二〇		
六五四〇	一、米	一一六・二〇		
六五四一	一、米	一一六・二〇		
六五四二	一、米	一一六・二〇		
六五四三	一、米	一一六・二〇		
六五四四	一、米	一一六・二〇		
六五四五	一、米	一一六・二〇		
六五四六	一、米	一一六・二〇		
六五四七	一、米	一一六・二〇		
六五四八	一、米	一一六・二〇		
六五四九	一、米	一一六・二〇		
六五五〇	一、米	一一六・二〇		
六五五一	一、米	一一六・二〇		
六五五二	一、米	一一六・二〇		
六五五三	一、米	一一六・二〇		
六五五四	一、米	一一六・二〇		
六五五五	一、米	一一六・二〇		
六五五六	一、米	一一六・二〇		
六五五七	一、米	一一六・二〇		
六五五八	一、米	一一六・二〇		
六五五九	一、米	一一六・二〇		
六五六〇	一、米	一一六・二〇		
六五六一	一、米	一一六・二〇		
六五六二	一、米	一一六・二〇		
六五六三	一、米	一一六・二〇		
六五六四	一、米	一一六・二〇		
六五六五	一、米	一一六・二〇		
六五六六	一、米	一一六・二〇		
六五六七	一、米	一一六・二〇		
六五六八	一、米	一一六・二〇		
六五六九	一、米	一一六・二〇		
六五七〇	一、米	一一六・二〇		
六五七一	一、米	一一六・二〇		
六五七二	一、米	一一六・二〇		
六五七三	一、米	一一六・二〇		
六五七四	一、米	一一六・二〇		
六五七五	一、米	一一六・二〇		
六五七六	一、米	一一六・二〇		
六五七七	一、米	一一六・二〇		
六五七八	一、米	一一六・二〇		
六五七九	一、米	一一六・二〇		
六五八〇	一、米	一一六・二〇		
六五八一	一、米	一一六・二〇		
六五八二	一、米	一一六・二〇		
六五八三	一、米	一一六・二〇		
六五八四	一、米	一一六・二〇		
六五八五	一、米	一一六・二〇		
六五八六	一、米	一一六・二〇		
六五八七	一、米	一一六・二〇		
六五八八	一、米	一一六・二〇		
六五八九	一、米	一一六・二〇		
六五九〇	一、米	一一六・二〇		
六五九一	一、米	一一六・二〇		
六五九二	一、米	一一六・二〇		
六五九三	一、米	一一六・二〇		
六五九四	一、米	一一六・二〇		
六五九五	一、米	一一六・二〇		
六五九六	一、米	一一六・二〇		
六五九七	一、米	一一六・二〇		
六五九八	一、米	一一六・二〇		
六五九九	一、米	一一六・二〇		
六六〇〇	一、米	一一六・二〇		
六六〇一	一、米	一一六・二〇		
六六〇二	一、米	一一六・二〇		
六六〇三	一、米	一一六・二〇		
六六〇四	一、米	一一六・二〇		
六六〇五	一、米	一一六・二〇		
六六〇六	一、米	一一六・二〇		
六六〇七	一、米	一一六・二〇		
六六〇八	一、米	一一六・二〇		
六六〇九	一、米	一一六・二〇		
六六一〇	一、米	一一六・二〇		
六六一一	一、米	一一六・二〇		
六六一二	一、米	一一六・二〇		
六六一三	一、米	一一六・二〇		
六六一四	一、米	一一六・二〇		
六六一五	一、米	一一六・二〇		
六六一六	一、米	一一六・二〇		
六六一七	一、米	一一六・二〇		
六六一八	一、米	一一六・二〇		
六六一九	一、米	一一六・二〇		
六六二〇	一、米	一一六・二〇		
六六二一	一、米	一一六・二〇		
六六二二	一、米	一一六・二〇		
六六二三	一、米	一一六・二〇		
六六二四	一、米	一一六・二〇		
六六二五	一、米	一一六・二〇		
六六二六	一、米	一一六・二〇		
六六二七	一、米	一一六・二〇		
六六二八	一、米	一一六・二〇		
六六二九	一、米	一一六・二〇		
六六三〇	一、米	一一六・二〇		
六六三一	一、米	一一六・二〇		
六六三二	一、米	一一六・二〇		
六六三三	一、米	一一六・二〇		
六六三四	一、米	一一六・二〇		
六六三五	一、米	一一六・二〇		
六六三六	一、米	一一六・二〇		
六六三七	一、米	一一六・二〇		
六六三八	一、米	一一六・二〇		
六六三九	一、米	一一六・二〇		
六六四〇	一、米	一一六・二〇		
六六四一	一、米	一一六・二〇		
六六四二	一、米	一一六・二〇		
六六四三	一、米	一一六・二〇		
六六四四	一、米	一一六・二〇		
六六四五	一、米	一一六・二〇		
六六四六	一、米	一一六・二〇		
六六四七	一、米	一一六・二〇		
六六四八	一、米	一一六・二〇		
六六四九	一、米	一一六・二〇		
六六五〇	一、米	一一六・二〇		
六六五一	一、米	一一六・二〇		
六六五二	一、米	一一六・二〇		
六六五三	一、米	一一六・二〇		
六六五四	一、米	一一六・二〇		
六六五五	一、米	一一六・二〇		
六六五六	一、米	一一六・二〇		
六六五七	一、米	一一六・二〇		
六六五八	一、米	一一六・二〇		
六六五九	一、米	一一六・二〇		
六六六〇	一、米	一一六・二〇		
六六六一	一、米	一一六・二〇		
六六六二	一、米	一一六

其切時十持よ
昭和二十五年（ノ）第三一一号
東京都北区王子五丁目二番地
申立人　株式会社
右代表者　代表取締役　小西　修
右申立人代理人弁護士　小国　修
別紙表示の株券に付前記申立人方二
昭和二十五年三月十日
東京簡易裁判所
裁判官　小林　綠

（別紙）
一、株券　金額　金五百万円
一、株券　金額　金二百万円
一、株券　金額　金一百万円
一、株券　金額　金五百万円
一、株券　金額　金二百五十万円
一、株券　金額　金二

一閃（別紙）
株券一株株主目録
券の額面金額
株券発行者
株券発行年月日
株券発行者
株券発行年月日
昭和四十一年（ノ）第四五六号
株券発行者
株券発行年月日
昭和十七年四月一日
株券発行者
株券発行年月日
昭和十七年四月一日
株券発行者
株券発行年月日
昭和十七年四月一日

昭25.3.22. 第6956号

七一二八号乃至第七一三六号、同第六四九号乃至第六四九六号、同甲第一一一号乃至第一一五号、同第一九〇〇号乃至第一九〇二号、同第三八四八号乃至第三八五二号
拂込金額　一株に付金五十円
最終株主名義人　大蔵大臣
最終所持人　常泉欣三

昭和二十四年(ハ)第一九六号
東京都中央区日本橋茅場町一丁目十六番地　申立人　角丸証券株式会社
右代表者取締役　望月　孝
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月二十八日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
一株券額面　金五千円也　一枚
一株の額面　金五十円（全額拂込済）
一最終株主名義　大和証券株式会社取締役社長渡辺安太郎
一最終所持人　角丸証券株式会社

昭和二十四年(ハ)第一〇〇号
香川県高松市南紺屋町二十九番地　申立人　今田　一郎
右代理人　今田　秀子
右代理人　伊藤　義雄
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十二月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
極洋捕鯨株式会社株式一百株
但し十株券十枚
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　丙第一三三二八号、丙自第一五八〇二号至第一五八〇五号、丙第一五八一一号、丙第一五八一二〇

昭和二十四年(ハ)第一〇九号
東京都目黒区原町千三百六十二番地　申立人　村田　次郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月二十八日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
日本曹達株式会社十株券五枚、五十株券三枚
一記号番号　第六新呂第自一三三七至二三三九、同二三四一、二六三七、第六新波三〇二一、八六四七、七九〇八
一額面　金一万円
一株の金額　金二千五百円（一株の拂込十二円五十銭）
一発行年月日
一最終株主名義人　村田次郎
一株券発行者　日本曹達株式会社代表取締役田中東馬

昭和二十四年(ハ)第三六六号
愛知県渥美郡二川町大字大岩字東郷内百十番地　申立人　小淵　義一
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
一東海電極製造株式会社発行株券株券の種類　(イ)旧株券十株券十七枚(ロ)旧株券五株券二枚(ハ)旧株券一株券八枚(ニ)新株券五十株券二枚(ホ)新株券十株券四枚(ヘ)新株券五株券一枚(ト)新株券一株券四枚
記号番号　(イ)自は乙第一五六三号、自は乙第一三一八号至は乙第二三二三号、へ乙第三五三三号(ロ)ほ丙第九八八号、へ丙第八六八号(ハ)自ほ丁第七四二号至ほ丁第七四四号、ほ丁第八四六号、自へ丁第三七四号至へ丁第三七七号(ニ)と甲第二二五〇号、と甲第二二五一号(ホ)自と乙第三五六一号至と乙第三五六四号(ヘ)と丙第二二九号(ト)自と丁第七四九号至と丁第七五二号
額面金額　(イ)金五百円也(ロ)金二百五十円也(ハ)金五十円也(ニ)金二千五百円也(ホ)金五百円也(ヘ)金二百五十円也(ト)金五十円也(各通)
一株の金額　自(イ)至(ト)各金五十円也（全額拂込済）、自(ニ)至(ト)各金五十円也
株券発行年月日　(イ)は号株券昭和十三年十二月一日、ほ号株券昭和十三年十二月一日、ロは号株券昭和十七年三月二日、ほ号株券昭和十三年十二月一日、へ号株券昭和十七年三月二日(ハ)ほ号株券昭和十三年十二月一日、へ号株券昭和十七年三月二日(ハ)より(ト)昭和十九年一月十日(各通)
最終株主名義人　小淵義一
発行者　東京都品川区大井元芝町七三番地東海電極製造株式会社取締役社長寒川一郎

昭和二十四年(ハ)第四〇八号
栃木県宇都宮市宮島町二百十六番地　申立人　渡部　佐平
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年一月九日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
一大東紡織株式会社発行一百株株券二枚
額面　金五千円
一株の金額　金五十円
一株の拂込金額　金五十円

（別紙）　目　録
大日本航空株式会社第一新株二十株券五枚
一株券額面　金五百円也
一株拂込額　金二十五円也
一記号　自B第一七五七号至B第一七六一号
一発行者　大日本航空株式会社総裁
一発行日　不詳
一最終名義人　神谷ラク

昭和二十四年(ハ)第三四九号
東京都目黒区原町千三百六十二番地　申立人　村田　次郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月二十八日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
日本曹達株式会社十株券五枚、五十株券三枚
一記号番号　第六新呂第自一三三七至二三三九、同二三四一、二六三七、第六新波三〇二一、八六四七、七九〇八
一額面　金一万円
一株の金額　金二千五百円（一株の拂込十二円五十銭）
一発行年月日
一最終株主名義人　村田次郎
一株券発行者　日本曹達株式会社代表取締役田中東馬

昭和二十四年(ハ)第三六六号
愛知県渥美郡二川町大字大岩字東郷内百十番地　申立人　小淵　義一
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
一東海電極製造株式会社発行株券株券の種類　(イ)旧株券十株券十七枚(ロ)旧株券五株券二枚(ハ)旧株券一株券八枚(ニ)新株券五十株券二枚(ホ)新株券十株券四枚(ヘ)新株券五株券一枚(ト)新株券一株券四枚
記号番号　(イ)自は乙第一五六三号、自は乙第一三一八号至は乙第二三二三号、へ乙第三五三三号(ロ)ほ丙第九八八号、へ丙第八六八号(ハ)自ほ丁第七四二号至ほ丁第七四四号、ほ丁第八四六号、自へ丁第三七四号至へ丁第三七七号(ニ)と甲第二二五〇号、と甲第二二五一号(ホ)自と乙第三五六一号至と乙第三五六四号(ヘ)と丙第二二九号(ト)自と丁第七四九号至と丁第七五二号
額面金額　(イ)金五百円也(ロ)金二百五十円也(ハ)金五十円也(ニ)金二千五百円也(ホ)金五百円也(ヘ)金二百五十円也(ト)金五十円也(各通)
一株の金額　自(イ)至(ト)各金五十円也（全額拂込済）、自(ニ)至(ト)各金五十円也(全額拂込済)
株券発行年月日　(イ)は号株券昭和十三年十二月一日、ほ号株券昭和十七年三月二日、ロは号株券昭和十七年三月二日、ほ号株券昭和十三年十二月一日、へ号株券昭和十七年三月二日(ハ)ほ号株券昭和十三年十二月一日、へ号株券昭和十七年三月二日(ハ)より(ト)昭和十九年一月十日(各通)
最終株主名義人　小淵義一
発行者　東京都品川区大井元芝町七三番地東海電極製造株式会社取締役社長寒川一郎

昭和二十四年(ハ)第四〇八号
栃木県宇都宮市宮島町二百十六番地　申立人　渡部　佐平
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年一月九日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
鐘淵紡績株式会社株券
一株の額面　金五十円（全額拂込済）
五十株券二枚記号番号　丙第一九六四九号
四八号、丙第一九六四九号
右株主名義人　岡崎一二三
五十株券二枚記号番号　丙第三三一
五七号、丙第三八五号
右株主名義人　岡崎早助
五十株券二枚記号番号　丙第一四七
三八号、丙第三八三五九号
右株主名義人　小田孝子
五十株券二枚記号番号　丙第一二二
三六号、丙第五〇八七三号
右株主名義人　柏原よね
十株券二枚記号番号　乙自第七四六
四号至第七四六六号
一株券三十三枚記号番号　甲自第一
三八五八五号至第一三八五九二
八一五二二号、甲自第一〇二三三
号至第二〇二三七号、甲自第一一
四六〇六号至第一一四六〇九号、
甲自第五〇三八三号至第五〇三八

（別紙）　目　録
日本郵船株式会社株式一十株
一株券額面　金五百円也
一記号番号　イ第四八一九四番
一発行日　大正七年八月二十日
一最終株主　宇多功義

昭和二十四年(ハ)第三四一号
富山県中新川郡滑川町常盤町千百三十番地　申立人　杉本金太郎
右代理人　秋山　義章
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
王子製紙株式会社株式一百株
一株券額面　金五百円也
一記号番号　ろ第一五七〇、ろ自二〇一二至二〇一四、ろ四一五三、ろ自一五五七至一五五九、乙五合ろ自一三一七五〇
一発行日　ろ大正十年七月十五日、乙丑合ろ大正十四年五月一日
一最終株主　杉本金太郎

昭和二十四年(ハ)第三四七号
東京都文京区武島町三十七番地　申立人　吉岡欣之助
右代理人弁護士　堀川　多門
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月二十八日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
王子製紙株式会社株式一十株
一株券額面　金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　富樺合い自一五八三至一五八八七、富併い自一二八六〇至一二八六四
一最終株主　諸戸理助

昭和二十四年(ハ)第三八号
三重県鈴鹿市北長太町千七十九番地　申立人　諸戸　理助
右代理人　秋山　義章
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
王子製紙株式会社株式一十株
一株券額面　金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　い甲第三八四五二号、い甲第三八四五三号、は甲第二九三七三一六号
一発行者　昭和電工株式会社
一発行日　昭和十四年六月二十三日
一最終株主　今田德重

昭和二十四年(ハ)第三三八号
三重県鈴鹿市北長太町千七十九番地　申立人　諸戸　理助
右代理人　秋山　義章
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
王子製紙株式会社株式一十株
一株券額面　金五百円也
一一株の拂込額　金五十円也
一記号番号　富樺合い自一五八八三至一五八八七、富併い自一二八六〇至一二八六四
一最終株主　諸戸理助

昭和二十四年(ハ)第三三〇号
和歌山県和歌山市湊奏町北通二丁目　申立人　吉田　俊子
右代理人　秋山　義章
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
日本郵船株式会社株式一十株
一株券額面　金五百円也
一記号番号　イ第四八一九四番
一発行日　大正七年八月二十日
一最終株主　宇多功義

昭和二十四年(ハ)第三四一号
富山県中新川郡滑川町常盤町千百三十番地　申立人　杉本金太郎
右代理人　秋山　義章
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
王子製紙株式会社株式一百株
一株券額面　金五百円也
一記号番号　ろ第一五七〇、ろ自二〇一二至二〇一四、ろ四一五三、ろ自一五五七至一五五九、乙五合ろ自一三一七五〇
一発行日　ろ大正十年七月十五日、乙丑合ろ大正十四年五月一日
一最終株主　杉本金太郎

昭和二十四年(ハ)第三四七号
東京都文京区武島町三十七番地　申立人　吉岡欣之助
右代理人弁護士　堀川　多門
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月二十八日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
極洋捕鯨株式会社株式一百株
但し十株券十枚
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　丙第一三三二八号、丙自第一五八〇二号至第一五八〇五号、丙第一五八一一号、丙第一五八一二〇

昭和二十四年(ハ)第一〇〇号
香川県高松市南紺屋町二十九番地　申立人　今田　一郎
右代理人　今田　秀子
右代理人　伊藤　義雄
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
一、明治製菓株式会社株式一百株
一額面　金五千円也
一株の金額　金五十円也（全額拂込済）
一記号番号　丙第九五四七号
一最終名義人　牧田メイ
一最終所持人　長田庄吉
二、東海電極製造株式会社株式一百株
但五十株券二枚
一額面　金二千五百円也
一株の金額　金五十円也（全額拂込済）
一記号番号　（甲第二一〇三号、第二一〇四号

株券発行年月日　昭和二十三年八月一日
最終名義人　外山公一

昭和二十四年(ハ)第四一四号
大阪市南区東清水町一番地茶谷武雄こと　申立人　茶谷　武夫
右代理人　田口　耕平
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年一月二日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
日本石油株式会社発行株式十株券二十五枚
記号番号　自仁号丙第五八七〇号至仁号丙第五八九四号
額面　金五百円（一枚に付）
一株金額　金五十円
拂込金額　一株に付金十二円五十銭
発行年月日　昭和十六年八月十日
最終株主名義人　茶谷武雄

昭和二十四年(ハ)第四一八号
東京都大田区入新井六丁目八十六番地　申立人　長田　庄吉
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年一月二日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
一、東海電極製造株式会社株式一百株
一額面　金二千五百円也
一株の金額　金五十円也（全額拂込済）
一記号番号　甲第二一〇三号、第二一〇四号
一最終名義人　日興証券株式会社取締役社長遠山元一
一最終所持人　長田庄吉
三、高島屋飯田株式会社株式一百株
一額面　金五千円也
一株の金額　金五十円也（全額拂込済）
一記号番号　A第一〇二六号
一最終名義人　石崎康吉
一最終所持人　長田庄吉
四、シチズン時計株式会社株式一百株
一額面　金五千円也
一株の金額　金五十円也（全額拂込済）
一記号番号　丁に第二四七〇号
一最終名義人　長田庄吉

昭和二十四年(ハ)第四三五号
兵庫県西宮市下新田字泉一番地東京海上火災保険株式会社大阪支店清修寮内　申立人　生田　俊一
右代理人　林　茂樵
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年一月二日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
東京海上火災保険株式会社発行株券百株券三枚
一株の額面　金五十円（全額拂込済）
記号番号　ヘ第一三五九一九号、ヘ戊第一三五六〇〇号
最終株主　生田俊一
最終所持人　同上

昭和二十四年(ハ)第三〇六号
大阪府南河内郡長野町字長野四百十四番地神谷芹兵衛方　申立人　神谷　ラク
右代理人　生野　重夫
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月二十八日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
日本郵船株式会社株式一十株
一株券額面　金五百円也
一記号番号　イ第四八一九四番
一発行日　大正七年八月二十日
一最終株主　宇多功義

昭和二十四年(ハ)第三四一号
富山県中新川郡滑川町常盤町千百三十番地　申立人　杉本金太郎
右代理人　秋山　義章
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
王子製紙株式会社株式一百株
一株券額面　金五百円也
一記号番号　ろ第一五七〇、ろ自二〇一二至二〇一四、ろ四一五三、ろ自一五五七至一五五九、乙五合ろ自一三一七五〇
一発行日　ろ大正十年七月十五日、乙丑合ろ大正十四年五月一日
一最終株主　杉本金太郎

昭和二十四年(ハ)第三四七号
東京都文京区武島町三十七番地　申立人　吉岡欣之助
右代理人弁護士　堀川　多門
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月二十八日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
極洋捕鯨株式会社株式一百株
但し十株券十枚
一株券額面　金五百円也
一株の拂込額　金五十円也
記号番号　丙第一三三二八号、丙自第一五八〇二号至第一五八〇五号、丙第一五八一一号、丙第一五八一二〇

昭和二十四年(ハ)第一〇〇号
香川県高松市南紺屋町二十九番地　申立人　今田　一郎
右代理人　今田　秀子
右代理人　伊藤　義雄
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
一、明治製菓株式会社株式一百株
一額面　金五千円也
一株の金額　金五十円也（全額拂込済）
一記号番号　丙第九五四七号
一最終名義人　牧田メイ
一最終所持人　長田庄吉
二、東海電極製造株式会社株式一百株
但五十株券二枚
一額面　金二千五百円也
一株の金額　金五十円也（全額拂込済）
一記号番号　（甲第二一〇三号、第二一〇四号
一最終名義人　日興証券株式会社取締役社長遠山元一
一最終所持人　長田庄吉
三、高島屋飯田株式会社株式一百株
一額面　金五千円也
一株の金額　金五十円也（全額拂込済）
一記号番号　A第一〇二六号
一最終名義人　石崎康吉
一最終所持人　長田庄吉
四、シチズン時計株式会社株式一百株
一額面　金五千円也
一株の金額　金五十円也（全額拂込済）
一記号番号　丁に第二四七〇号
一最終名義人　長田庄吉

昭和二十四年(ハ)第四三五号
兵庫県西宮市下新田字泉一番地東京海上火災保険株式会社大阪支店清修寮内　申立人　生田　俊一
右代理人　林　茂樵
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年一月二日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録
東京海上火災保険株式会社発行株券百株券三枚
一株の額面　金五十円（全額拂込済）
記号番号　ヘ第一三五九一九号、ヘ戊第一三五六〇〇号
最終株主　生田俊一
最終所持人　同上

昭和二十四年(ハ)第三〇六号
大阪府南河内郡長野町字長野四百十四番地神谷芹兵衛方　申立人　神谷　ラク
右代理人　生野　重夫
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月二十八日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
鐘淵紡績株式会社株券
一株の額面　金五十円（全額拂込済）
五十株券二枚記号番号　丙第一九六四九号
四八号、丙第一九六四九号
右株主名義人　岡崎一二三
五十株券二枚記号番号　丙第三三一
五七号、丙第三八五号
右株主名義人　岡崎早助
五十株券二枚記号番号　丙第一四七
三八号、丙第三八三五九号
右株主名義人　小田孝子
五十株券二枚記号番号　丙第一二二
三六号、丙第五〇八七三号
右株主名義人　柏原よね
十株券二枚記号番号　乙自第七四六
四号至第七四六六号
一株券三十三枚記号番号　甲自第一
三八五八五号至第一三八五九二
八一五二二号、甲自第一〇二三三
号至第二〇二三七号、甲自第一一
四六〇六号至第一一四六〇九号、
甲自第五〇三八三号至第五〇三八

（別紙）　目　録
鐘淵紡績株式会社株券
一株の額面　金五十円（全額拂込済）
五十株券二枚記号番号　丙第一九六四九号
四八号、丙第一九六四九号
右株主名義人　岡崎一二三
五十株券二枚記号番号　丙第三三一
五七号、丙第三八五号
右株主名義人　岡崎早助
五十株券二枚記号番号　丙第一四七
三八号、丙第三八三五九号
右株主名義人　小田孝子
五十株券二枚記号番号　丙第一二二
三六号、丙第五〇八七三号
右株主名義人　柏原よね
十株券二枚記号番号　乙自第七四六
四号至第七四六六号
一株券三十三枚記号番号　甲自第一
三八五八五号至第一三八五九二
八一五二二号、甲自第一〇二三三
号至第二〇二三七号、甲自第一一
四六〇六号至第一一四六〇九号、
甲自第五〇三八三号至第五〇三八
五号、甲第一七八〇七三号、第九〇一一号、第二〇七〇二九号、第四五九〇八号、第一五二八二八号

昭和二十四年(ハ)第四二七号
右株主名義人　鐘淵工業株式会社
株券発行者　柏原春子
最終所持人　岡崎一二三

昭和二十四年(ハ)第四二七号
山口県德山市大字德山合田町二千九百八十四番地　申立人　国広　幸彦
右代理人弁護士　倉田　雅充
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年一月二日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
電気化学工業株式会社十株券十枚、一株の金額金五十円、株券の記号番号乙第二六二八八号乙第二六二八九号自乙第二五八六号至乙第二八五九〇号自乙第三〇四九三号至乙第三一〇四九五号、最終株主国広幸彦

昭和二十四年(ハ)第一五三号
山口県岩国市宇中津千三百五十八番地　申立人代理人弁護士　村本芦一郎
右申立人代理人弁護士　北村　利夫
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月三十一日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
鐘淵紡績株式会社株式旧十株券五枚
自乙第二四九七六号至乙第二四九七九号四枚、乙第六四八四九号一枚
計五枚五〇株
内訳
一株券額面　金五千円
一株の金額　金五十円
一株の拂込金額　金五十円
一同一株券一枚

（別紙）　目　録
大日本航空株式会社第一新株二十株券五枚
一株券額面　金五百円也
一株拂込額　金二十五円也
一記号　自B第一七五七号至B第一七六一号
一発行者　大日本航空株式会社総裁
一発行日　不詳
一最終名義人　神谷ラク

昭和二十四年(ハ)第三四九号
東京都目黒区原町千三百六十二番地　申立人　村田　次郎
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月二十八日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十三日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
日本曹達株式会社十株券五枚、五十株券三枚
一記号番号　第六新呂第自一三三七至二三三九、同二三四一、二六三七、第六新波三〇二一、八六四七、七九〇八
一額面　金一万円
一株の金額　金二千五百円（一株の拂込十二円五十銭）
一発行年月日
一最終株主名義人　村田次郎
一株券発行者　日本曹達株式会社代表取締役田中東馬

昭和二十四年(ハ)第三六六号
愛知県渥美郡二川町大字大岩字東郷内百十番地　申立人　小淵　義一
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
一東海電極製造株式会社発行株券株券の種類　(イ)旧株券十株券十七枚(ロ)旧株券五株券二枚(ハ)旧株券一株券八枚(ニ)新株券五十株券二枚(ホ)新株券十株券四枚(ヘ)新株券五株券一枚(ト)新株券一株券四枚
記号番号　(イ)自は乙第一五六三号、自は乙第一三一八号至は乙第二三二三号、へ乙第三五三三号(ロ)ほ丙第九八八号、へ丙第八六八号(ハ)自ほ丁第七四二号至ほ丁第七四四号、ほ丁第八四六号、自へ丁第三七四号至へ丁第三七七号(ニ)と甲第二二五〇号、と甲第二二五一号(ホ)自と乙第三五六一号至と乙第三五六四号(ヘ)と丙第二二九号(ト)自と丁第七四九号至と丁第七五二号
額面金額　(イ)金五百円也(ロ)金二百五十円也(ハ)金五十円也(ニ)金二千五百円也(ホ)金五百円也(ヘ)金二百五十円也(ト)金五十円也(各通)
一株の金額　自(イ)至(ト)各金五十円也（全額拂込済）、自(ニ)至(ト)各金五十円也(全額拂込済)
株券発行年月日　(イ)は号株券昭和十三年十二月一日、ほ号株券昭和十七年三月二日、ロは号株券昭和十七年三月二日、ほ号株券昭和十三年十二月一日、へ号株券昭和十七年三月二日(ハ)ほ号株券昭和十三年十二月一日、へ号株券昭和十七年三月二日(ハ)より(ト)昭和十九年一月十日(各通)
最終株主名義人　小淵義一
発行者　東京都品川区大井元芝町七三番地東海電極製造株式会社取締役社長寒川一郎

昭和二十四年(ハ)第四〇八号
栃木県宇都宮市宮島町二百十六番地　申立人　渡部　佐平
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年一月九日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
鐘淵紡績株式会社株券
一株の額面　金五十円（全額拂込済）
五十株券二枚記号番号　丙第一九六四九号
四八号、丙第一九六四九号
右株主名義人　岡崎一二三
五十株券二枚記号番号　丙第三三一
五七号、丙第三八五号
右株主名義人　岡崎早助
五十株券二枚記号番号　丙第一四七
三八号、丙第三八三五九号
右株主名義人　小田孝子
五十株券二枚記号番号　丙第一二二
三六号、丙第五〇八七三号
右株主名義人　柏原よね
十株券二枚記号番号　乙自第七四六
四号至第七四六六号
一株券三十三枚記号番号　甲自第一
三八五八五号至第一三八五九二
八一五二二号、甲自第一〇二三三
号至第二〇二三七号、甲自第一一
四六〇六号至第一一四六〇九号、
甲自第五〇三八三号至第五〇三八
二号

七、株式名義人　株式会社野村銀行東京支店
内　一百株（百株券一枚）
六、乃至五　前同断
株券の記号番号　三甲第三四二五号
七、株式名義人　和田保治
内　二百株（五十株券四枚）
一、及三、乃至五　前同断
株券一枚の券面額　二千五百円
二、（内金六百二十五円拂込）
株券の記号番号　三乙自第七四五三八号至第七四五四一号
七、株式名義人　大和藤兵衛
内　一百株（五十株券二枚）
一、乃至五　前同断
六、株券の記号番号　三乙第三八〇四九号、三乙第六九二二九号
七、株式名義人　株式会社六甲商会
内　五十株（五十株券一枚）
一、乃至五　前同断
六、株券の記号番号　三乙第五一〇六七号
七、株式名義人　吉川尚
内　五十株（五十株券一枚）
一、乃至五　前同断
六、株券の記号番号　三乙第三六三八三号
七、株式名義人　竹内一郎
内　十株（十株券一枚）
一、及三、乃至五　前同断
二、株券一枚の券面額　五百円（内金百二十五円拂込）
六、株券の記号番号　三丙第一四三六七、一号
七、株式名義人　河野幹
内　二十株（十株券二枚）
一、乃至五　前同断
六、株券の記号番号　三丙第一三三七四号、三丙第一三七五号
七、株式名義人　神山合資会社
内　二十株（十株券二枚）
一、乃至五　前同断
六、株券の記号番号　三丙第一六四号、三丙第一六五号
七、株式名義人　安藤清太郎
内　四十株（十株券四枚）
一、乃至五　前同断
六、株券の記号番号　三丙第六三六三号、三丙第三八五六三号、三丙第三三〇一六号
七、株式名義人　町田藤吉
内　十株（一株券十枚）
一、及三、乃至五　前同断
二、株券一枚の券面額　五十円（内金十二円五十銭拂込）
六、株券の記号番号　三丁自第七一四八九号、三丁第七九二〇八号、三丁第七九二〇九号、三丁第四九七一三号
日本製鉄株式会社株式四百株
内　一百株（五十株券二枚）
一、一株の金額　五十円（全額拂込済）
二、株券一枚の券面額　二千五百円
三、株券発行者　日本製鉄株式会社
四、株券発行の年月日　昭和十四年二月十一日
五、株券の最終所持人　東京都千代田区大手町二丁目八番地大和証券株式会社
六、株券の記号番号　は丙第一一四三四号、は丙第一一四三五号
七、株式名義人　小倉壽雄
内　一百株（五十株券二枚）
一、乃至五　前同断
六、株券の記号番号　は丙第二一三七六号、は丙第一八四五三号
七、株式名義人　住友信託株式会社東京支店（信託財産）
内　一百株（五十株券二枚）
一、乃至三、及五　前同断
四、株券発行の年月日　昭和十六年十一月三日
六、株券の記号番号　に丙第九三二四七号、に丙第九三二五号
七、株式名義人　株式会社三重銀行
内　九十株（十株券九枚）
一、三、及五　前同断
二、株券一枚の券面額　五百円（全額拂込済）
四、株券発行の年月日、株券の記号番号及株式名義人
（イ）株式名義人　塚本吉子
株券記号番号
（1）に乙自第七四五八号至第七四六〇号（1）昭和十六年十一月三日発行（2）は乙自第三六七三九号至第三六七四三号（2）昭和十四年二月十一日発行
（ロ）株式名義人　土田をを
株券記号番号　ろ乙第六二八〇号
昭和九年六月十八日発行
内　十株（一株券十枚）
一、三、及五　前同断
二、株券一枚の券面額　五十円（全額拂込済）
四、株券発行の年月日及株券の記号番号
（イ）昭和九年四月十五日発行ろ甲自第二七四二五号至第二七四三一号（ロ）昭和十四年二月十五日発行は甲自第一一三九四号至第一一三九六号
六、株式名義人　土田をを
昭和二十四年（ハ）第三九五号
山梨県甲府市相生町四十九番地
申立人　小松証券株式会社
右代表者取締役　小松　市三
右代理人　向井　真
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十二月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠
（別紙）　目　録
王子製紙株式会社株式六百株
一株の額面　五十円（全額拂込済）
記号番号
五十株券丙子は一二二六九、一二二七〇、〇五九四七、〇五九四八、（以上発行年月日昭和十一年八月一日、最終名義人丙子は一二二六九、一二二七〇、佃美磯、丙子は〇五九四七、〇五九四八尾高陽一）
一百株券に一四八九（発行年月日大正十年七月十五日、最終名義人鈴木すよ）
五十株券富併は一四〇（発行年月日昭和八年六月十五日、最終名義人佐野秀子）
右同丙子は〇三五二四（発行年月日昭和十一年八月一日、最終名義人佐野秀夫）
右同庚申は〇五二〇、〇五二一（以上発行年月日大正九年九月十五日、最終名義人矢代喜美）
一十株券ろ〇四七二一、一九四〇七（以上発行年月日大正十年七月十五日）、庚申ろ一三三〇〇、〇四二五〇（以上発行年月日大正九年十一月十五日）、丙子ろ〇三〇三〇二、自〇五六六九九至〇五六七一〇、〇九七八六（以上発行年月日昭和十一年八月一日）、丙寅合ろ八三一〇（発行年月日大正十五年七月十一日）、株券発行の年月日及株券の記号番号
（イ）昭和九年四月十五日発行ろ甲自第二七四三一号至第二七四三一号（ロ）昭和十四年二月十五日発行は甲自第一一三九四号至第一一三九六号
昭和二十四年（ハ）第三九四号
山梨県甲府市相生町四十九番地
申立人　小松証券株式会社
右代表者取締役　小松　市三
右代理人　向井　真
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十二月十九日午前十時迄の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠
（別紙）　目　録
山梨県甲府市相生町四十九番地
申立人　小松証券株式会社
右代表者取締役　小松　市三
右代理人　向井　真
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十二月十九日午前十時迄の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠
（別紙）　目　録
中外鉱業株式会社
一株の額面　五十円全額拂込済
記号番号　乙〇八六九号、〇八七〇二号
発行者　中外鉱業株式会社
発行年月日　昭和二十四年二月五日
最終名義人　内外興業株式会社専務取締役木下政春
昭和二十四年（ハ）第四二八号
山梨県甲府市相生町四十九番地
申立人　小松証券株式会社
右代表者取締役　小松　市三
右代理人　向井　真
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年一月二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠
（別紙）　目　録
日本石油株式会社
一株の額面　五十円（全額拂込済）
券種　十株券
記号番号　波丙五九六一三、〇三八五六、（五五二四八、五七七九一、五八六七三、〇八七九四、一〇六八一、二一六四九、三一〇五九、三七三一七
発行者　日本石油株式会社
最終株主名　宝茂文吉
第四回拂込領収証　No. 1839
¥ 1,250.00　昭和十三年一月三十日第一銀行大阪支店扱
第五回拂込領収証　No. 2100
¥ 1,000.00　昭和十三年十一月一日第一銀行大阪支店扱以上拂込領収証二枚添附
昭和二十四年（ハ）第三九八号
山梨県甲府市相生町四十九番地
申立人　小松証券株式会社
右代表者取締役　小松　市三
右代理人　向井　真
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十二月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠
（別紙）　目　録
東京製網株式会社株式三十三株十株券三枚、一株券三枚
一株の額面　五十円（全額拂込済）
記号番号　十株券丙増ろ〇七〇一号、〇七〇二号、〇七〇三号、一株券丁増ろ〇三七七二号、〇三七七三号、〇三七七四号
発行者　東京製網株式会社
最終株主名　塚原保六
昭和二十四年（ハ）第四二四号
兵庫県西宮市下大市字五ヶ山七百十七番地の三十八
申立人　寺西　頌一
右代理人　林　茂雄
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年一月二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠
（別紙）　目　録
東京海上火災保険株式会社発行株券
一株の額面　金五十円（全額拂込済）
五十株券一枚記号番号　ろ丁第一二四七五号
最終株主　寺西頌一
最終所持人　同上

昭和二十四年（ハ）第四一五号
茨城県那珂郡大賀村小祝三百八十一番地
申立人　野上　政彦
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年一月二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠
（別紙）　目　録
一関東配電株式会社発行株式五十株券一枚
記号番号　丙は第一八六六六号
額面金額　金二千五百円
拂込金額　全額
発行年月日　昭和二十三年一月十日
最終株主名義人　野上政彦
昭和二十四年（ハ）第四〇三号
神奈川県川崎市古市場一丁目三十六番地
申立人　西島　増蔵
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十二月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠
（別紙）　目　録
保土ヶ谷化学工業株式会社新株式二百株
一、五十株券二枚記番号　ほ丙四一二六八、ほ丙五一四二一
一、右最終名義人　藤村豊太郎
一、十株券五枚記番号　自ほ乙六九四四至ほ乙六九四八
同五枚同　自ほ乙五三九八至ほ乙五四〇二
一、右最終名義人　見留伸一
一、一株の拂込額　五十円也
一、最終所持人　西島増蔵
昭和二十四年（ハ）第三一一号
神奈川県横浜市南区永田町四百九十五番地
申立人　伊藤　市平
右代理人　牧野惣左衛門
同　永井　博
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月十四日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠
日本鋼管株式会社発行株式百株十株券九枚、一株券十枚
一乙四六七五五五号、乙二三一二七七号、乙三七九四三号、乙四二九一六六号、乙四二九一七七号、丙三二八八号、丁四四九三号、丁四四九四四号、一株券自乙七八八四号至乙七八八八号、自乙一五八三一号至乙一五八三五号
一額面金額　十株券金五百円也、一株券金五十円也
一、一株金額　金五十円也
一、最終株券名義人　伊藤市平
昭和二十四年（ハ）第二六五号
神奈川県横浜市南区永田町四百九十五番地
申立人　伊藤　智惠
同所同番地　同　伊藤　智惠
右両名代理人　牧野惣左衛門
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十一月七日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十六日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
（別紙）　目　録
一松竹株式会社発行株式十株券五枚
記号番号　第一新乙一二四六五号、九五六一号、四一八五号、三五二八号、三五二七号
額面金額　金五百円也
一株の拂込金額　金五十円也
発行年月日　昭和四年九月二十五日
最終所持人　伊藤市平
一大日本兵器株式会社発行株式五十株券二枚
記号番号　丙第六一七八号、は第三五号
額面金額　金二千五百円也（全額拂込済）
同会社発行株式十株券四枚
記号番号　丁第二七六七号、丁第二七八八号、に第八三号、に第八四号
額面金額　金五百円也（全額拂込済）
以上最終株主　伊藤市平
最終所持人　同人
第二目録
一大日本兵器株式会社発行株式十株券六枚
記号番号　丁第四八四七号丁第四八四八号、丁第四八五七号、に第一〇〇〇号、に第一〇一号、に第一〇二号
額面金額　金五百円也（全額拂込済）
最終株主　伊藤智惠
最終所持人　同人
昭和二十三年（ハ）第五〇号
大阪市東住吉区駒川町四丁目十四番地
申立人　吉川　禎一
右代理人弁護士　池田　久
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年一月十七日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十七日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康
（別紙）　目　録
三菱重工業株式会社株式十株券五枚
額面　金五百円
一株の拂込金　五十円
記号番号　は第五〇二、二三三八二、一三三八三、一五五九三、一七六四四号
発行年月日　昭和十二年六月一日
発行者　三菱重工業株式会社取締役
会長斯波孝四郎
最終株主　吉川禎一
三菱重工業株式会社株式十株券五枚
額面　金五百円
一株の拂込金、五十円
記号番号　自ウ、第五六三三二至ウ第五六三六号
発行年月日　昭和十五年五月一日
発行者　三菱重工業株式会社取締役
会長斯波孝四郎
最終株主　吉川禎一
（別紙）　目　録
三菱重工業株式会社株式十株券五枚
額面　金五百円
一株の拂込金　五十円
記号番号　は第五〇二、二三三八二、一三三八三、一五五九三、一七六四四号
発行年月日　昭和十二年六月一日
発行者　三菱重工業株式会社取締役
会長斯波孝四郎
最終株主　吉川禎一
三菱重工業株式会社株式十株券五枚
額面　金五百円
一株の拂込金、五十円
記号番号　自ウ、第五六三三二至ウ第五六三六号
発行年月日　昭和十五年五月一日
発行者　三菱重工業株式会社取締役
会長斯波孝四郎
最終株主　吉川禎一
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年一月二日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠
（別紙）　目　録
一関東配電株式会社発行株式五十株券一枚
記号番号　丙は第一八六六六号
額面金額　金二千五百円
拂込金額　全額
発行年月日　昭和二十三年一月十日
最終株主名義人　野上政彦
昭和二十四年（ハ）第四〇三号
神奈川県川崎市古市場一丁目三十六番地
申立人　西島　増蔵
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十四年十二月二十六日午前十時の期日迄に権利を届出て且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠
（別紙）　目　録
日本鋼管株式会社株式十株券一枚
一株の額面　金五百円也
拂込金額　全額
発行年月日　昭和十六年九月一日
発行者　日本郵船株式会社取締役社長大谷登
最終株主　日興証券株式会社
同会社株式十株券一枚
但　金五百円也
一株の拂込金　金五十円也
記号番号　丙第三三五五〇番
発行年月日　昭和十九年四月二十四日
発行者　日本郵船株式会社取締役社長大谷登
最終株主　日興証券株式会社
長寺井久信
同会社株式十株券一枚
但　金五百円也
一株の拂込金　金五十円也
記号番号　丙第三一一三四番
発行年月日　昭和十六年九月一日
発行者　日本郵船株式会社取締役社長大谷登
最終株主　日興証券株式会社
長寺井久信
同会社株式十株券一枚
但　金五百円也
一株の拂込金　金五十円也
記号番号　丙第三四〇一六番
発行年月日　昭和十九年十月二十五日
発行者　日本郵船株式会社取締役社長大谷登
最終株主　日興証券株式会社
長寺井久信
同会社株式十株券一枚
但　金五百円也
一株の拂込金　金五十円也
記号番号　は第一三三三番
発行年月日　大正五年二月二十日
発行者　日本郵船株式会社取締役社長近藤廉平
最終株主　日興証券株式会社
同会社株式五十株券一枚
但　金二千五百円也
一株の拂込金　金五十円也
記号番号　ム第一七二七番
発行年月日　昭和十四年三月七日
発行者　日本郵船株式会社取締役社長大谷登
最終株主　丸万証券株式会社

○債権者集会招集

東京都新宿区西落合二丁目三五三番地　破産者　対馬内爾こと　対馬武四郎
右の者に対する昭和二十二年（フ）第三号破産事件について破産管財人の申立により昭和二十五年四月二十七日午後一時当裁判所に債権者集会を招集する。
破産者　峯岡　元治
昭和二十五年三月十六日
東京地方裁判所民事第八部
裁判官　恒田文次
破産財団の換価
一、破産財団の目的
昭和二十九年（フ）第二三二号破産事件に付当裁判所は破産管財人の終局計算報告の為昭和二十五年四月十一日午後一時債権者集会を当裁判所破産法廷に招集す。
右公告す。
昭和二十五年三月十四日
大阪地方裁判所

会社その他の公告

在外会社に対する債権申出公告

当社の内地店舗に対し債権を有せらるる方は昭和二十五年四月十八日迄に特殊整理人に御申出下さい。万一右期日迄に御申出なき場合は整理から除斥致します。
右旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第一九二号）第十五條の規定により公告致します。
昭和二十五年三月十八日
東京都中央区日本橋兜町二丁目一七番地　株式会社彰化銀行
特殊整理人　吉市米太郎

資本減少公告

昭和二十五年三月三日の臨時株主総会に於て当会社の資本金四百五十万円を三百八十五万円に減少する事に決議しましたから右減資に異議ある債権者は、この公告掲載の翌日から二箇月以内にその旨当会社に御申出下さい。
昭和二十五年三月十五日
東京都中央区日本橋小網町二の二
平和製薬株式会社

株式会社世界通信社設立公告

昭和二十五年三月一日登記完了す
一、商号　株式会社世界通信社
一、資本金　十八万円
一、東京都北区上中里町三六六番地
一、事業内容　写真新聞出版業
昭和二十五年三月十四日
東京都北区上中里町三六六番地
代表取締役　松下　友平

第6956号

会社合併公告

昭和二十五年三月二十日東京セルロイド工業株式会社、三星化学工業株式会社は各株主総会において東京セルロイド工業株式会社は三星化学工業株式会社を合併しその権利義務を承継し社名を東京三星工業株式会社と改称して存続し三星化学工業株式会社は東京セルロイド工業株式会社に合併して解散することに決議致しましたから右に関し御異議のある債権者は本公告掲載日から向う二箇月以内に申出下さるよう商法第四百十六條第百條により公告致します。

昭和二十五年三月二十二日
東京都江戸川区本一色町六一七番地
東京セルロイド工業株式会社
東京都大田区堤方町一二五番地
三星化学工業株式会社

解散公告（第三回）

当連合会は昭和二十五年三月一日解散しましたから債権者は第一回公告掲載の日から二箇月以内にその旨申出下さい。申出なき時は清算より除斥致します。

昭和二十五年三月八日
福井市佐佳枝上町一六八番地
福井県繊維製品小売商業協同組合連合会
清算人　村井彌三郎

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十四年八月二十五日株主総会の決議により解散したにつき当会社に対し債権を有せられる方は本第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出がないときは清算から除斥しますから御承知下さい。

昭和二十五年三月十日
大阪市浪速区木津川町二丁目八十九番地　中山海運株式会社
代表清算人　中山　鶴好

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十五年二月二十日社員総会の決議により同日解散した。当社に対して債権ある者は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十五年三月八日
札幌市北七條東八丁目三十番地
有限会社北一木製品製作所
清算人　米田　秀雄

解散公告（第一回）

当社は本年三月六日株主総会の決議により解散致しましたから当社に対して債権を有せられる方は本公告から二箇月以内に其の債権を御申出下さい。若し右期間内に御申出ない時は清算から除斥致しますから此の段公告致します。

昭和二十五年三月六日
福岡市社家町二八
新興被服有限会社
清算人　古賀　靖介

解散公告（第一回）

当社は昭和二十五年三月一日株主総会の決議により同月一日解散した。当社に対して債権あるものは本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。若し此の期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。

昭和二十五年三月二十二日
東京都千代田区丸の内丸ビル八四三区
日本繭製品株式会社
清算人　野尻　哲二

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十四年十二月三十一日社員総会にて解散の決議致しました就て当会社に対し債権のある向は本公告掲載の翌日より二箇月以内に其債権の申出相成度若し右期間内に申出なきときは清算より除斥いたします。

昭和二十五年三月二十二日
東京都千代田区神田多町一丁目二番地
有限会社武蔵野広告社
清算人　清水幸蔵
同　永戸久四郎

資本減少公告

本会社は昭和二十五年一月十四日株主総会に於て資本を減少し資本の総額を金百万円と決議したるにより本会社の債権者にして是に異議ある者は本公告掲載の日より六十日以内に其の旨本会社に届出下さい。

昭和二十五年三月二十二日
戸畑市昭和通り二丁目
西日本金属回収株式会社

有限会社組織変更公告

当会社は昭和二十五年三月三日の社員総会で組織を変更し株式会社となすことを決議しました。これに就いて異議のある方はこの公告掲載の日から六十日以内に御申出下さい。右公告致します。

昭和二十五年三月十日
東京都世田谷区太子堂町四五七番地
佐々木染色有限会社
代表取締役　佐々木彌六

減資公告

当社は昭和二十五年二月二十五日臨時株主総会で資本金一百四十万円を減少し資本総額を金一百十万円にする決議をしたから右減資に異議ある向は向う二箇月間内にその旨申出せられたい。右公告する。

昭和二十五年二月二十五日
神戸市生田区北長狭通一丁目七番地
株式会社神戸竹葉亭

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十五年二月二十日社員総会の決議により解散しましたので債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。申出のない時は清算から除斥致します。

昭和二十五年三月十五日
東京都千代田区丸の内二の二丸の内ビルヂング第八八七五
再建商事有限会社
清算人　竹田　重厚

解散公告（第一回）

当会社は株主総会の決議により昭和二十五年二月十八日解散致ました。当会社に債権ある方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたい。申出のない時は清算から除斥いたします。

昭和二十五年三月一日
大阪市浪速区大国町三丁目一番地
大阪共運株式会社
代表清算人　玄　五一郎

解散公告（第一回）

当組合は昭和二十五年三月十日の臨時総会の決議によつて解散しました。当組合に債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算より除斥されます。

昭和二十五年三月二十二日
大阪市生野区勝山通八丁目四十番地
大阪学生靴協同組合
清算人　牧　嘉六

債権申出公告（第一回）

当会社は昭和二十五年二月二十八日社員総会の決議に因り解散致候に付て

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　◉号外　三月十四日発行第十一号省令、告示、裁判所公告一六頁

は当会社に付し債権を有せらるる方は本公告掲載の翌日より六十日以内に其の債権の御申出相成度候迫て右期日迄に債権御申出無之節は清算より除斥せらるべく候

昭和二十五年二月二十二日
東京都豊島区千早町二丁目十四番地
大和紙器有限会社
清算人　千秋　貞一

解散公告（第二回）

当社は昭和二十五年三月十五日臨時株主総会の決議に因り解散しました。当社に対し債権を有する方は昭和二十五年五月二十五日迄に申出下さい。申出無きときは清算から除斥されます。

昭和二十五年三月二十二日
東京都中央区日本橋小網町二の四
龜甲株式会社
清算人　新藤　誠輔

会社合併公告

昭和二十五年二月二十八日開催の甲会社の株主総会及乙会社の社員総会に於て甲会社は乙会社を合併して存続し乙会社は解散することを決議しました右合併に異議ある債権者は本公告の翌日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十五年三月一日
京都市中京区三條通富小路東入中之町三一番地
甲会社　株式会社象太商店
同町同番地
乙会社　合資会社たかさご洋紙店

第二十一期決算公告

（昭和二十四年十月三十日現在）

貸借対照表

借方		貸方	
土地・建物・構築物	六二、八五二、九五三・一八	資本金	一、一四八、六〇六・二九
機械装置	一一、〇一五、六〇三・九一	預り金	二八八、八四七・八九
車輌運搬具工具器具備品	八、六四一、三七九・七八	未払金	九五、二九八、二九六・六一
材料消耗品	五一、一〇〇、五四〇・五六	仮受金	四〇六、九一七・五〇
仕掛品・半製品	六九、一二九、六〇八・九二	預り金	二〇八、〇五四・〇五
製品	八四、六一九、九二四・四三	未払金	二五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
売掛金	四二、二三八、三〇八・一四	損益金	九、五一九、七九〇・五六
受取手形	八、一〇五、〇〇〇・〇〇	未払込資本金	四七九、五七三、八四一・八二
		納税準備預金	
		前期損益金	
		当期損益金	
		合計	
		現金	一、一八二、五九二・七九
		銀行預金	四、六八三、二五
		仮払金	八八一、六六九・〇〇
		造船関係仮払金	三、二七三、八七五・〇〇
		前渡金	一、六五〇、〇〇〇・〇〇
		貸付金	八六九、〇〇〇・〇〇
		売掛金	二二、七五二・〇〇
		仕掛品	七九三、〇〇四・五一
		ゴム器具	一、〇四四、八四〇・〇〇
		原価	二、四〇二、六八三・七一
		当期損失金	一二、一二五、一〇〇・二六
		合計	
		資本金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
		預り金	九二、六四二・〇〇
		未払金	一二〇、〇四五・七一
		仮受金	五、八〇〇・〇〇
		借入金	六、七九六、〇〇〇・〇〇
		買掛金	一一〇、六一二・五五
		合計	一二、一二五、一〇〇・二六

昭和二十五年三月

日洋産業株式会社

第一期決算公告

昭和二十四年十二月三十一日現在

貸借対照表

株式会社津上製作所

定価　一ヶ月　百五十円　公告料　公告　八ポイント一行十七字詰　百円　送料実費
発行所　東京都新宿区市ヶ谷木村町　印刷庁　電話九段五三一　振替東京一九〇〇〇　官報課
（国定規格A4判）

昭25.3.22.

号外（第十三号）

官報

主要目次

法律
○在外公館等借入金整理準備審査会法の一部改正　一頁
○国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律　一
○水先法の一部改正　一
告示
○国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律により申請者が提出する申請書の様式　二

法律

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十五年三月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第十三号

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律

在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「九十日以内」を「百五十日以内」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

外務大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十五年三月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第十四号

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律

（この法律の目的）

第一條　国が有償で譲渡した物件（以下「拂下物件」という。）が、略奪品として没収された場合の措置に関しては、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二條　この法律において「略奪品」とは、略奪品の没収及び報告に関する件（昭和二十一年内務省令第二十五号）第一條に規定する物をいう。

（収納代金相当額の金銭の支拂）

第三條　政府は、拂下物件を略奪品として没収した場合においては、当該物件を国から取得し、且つ、没収された者に対して、国が当該物件の対価として収納した代金（以下「収納代金」という。）に相当する額の金銭を支拂うものとする。

2　拂下物件が略奪品として没収された場合において、没収された者がその没収に係る物件を国から取得した者でないときは、政府は、その者が当該物件が拂下物件であることの証拠を提示したときに限り、その者に対して収納代金に相当する額の金銭を支拂うことができる。

3　没収された者が地方公共団体、法令による公団その他これらに類する者で賠償庁長官の指定するもの又は解散団体である場合においては、前二項の規定は、適用しない。

（申請の手続）

第四條　前條の規定により収納代金に相当する額の金銭の支拂を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、左に掲げる事項を記載した賠償庁長官宛の申請書をこれらの事項を証する書類とともに、当該物件の没収があつた日から六十日（この法律施行前の没収に係る場合にあつては、この法律施行の日から百二十日）以内に当該物件を没収した都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該物件の譲渡の当事者となつた国の機関の名称、譲渡の時期、当該物件の品名、形状、数量及び価格並びにその譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

二　前号の譲渡の時以後における当該物件の譲渡の時期、数量及び価格並びにその当事者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

三　当該物件の譲渡の直接の根拠となつた法令

四　申請者が当該物件を略奪品として没収されたこと。

2　前項の申請書の様式は、賠償庁長官が定める。

（都道府県知事の調査）

第五條　都道府県知事は、前條の規定による申請があつた場合においては、申請書に記載された事項が事実に合致しているかどうかを調査した後、当該申請書を調査の結果とともに賠償庁長官に送付しなければならない。

（賠償庁長官の審査確認）

第六條　賠償庁長官は、前條の規定による送付を受けた場合において、当該申請に係る事実を審査し、審査の結果に基いて申請書に記載された事項が事実に合致していることを確認したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事を経由して申請者に通知しなければならない。

2　賠償庁長官は、前條の場合において、申請書に記載された事項を確認するに足る充分な証拠がないと認めたときは、その理由を付して申請書を当該都道府県知事を経由して申請者に返還しなければならない。

（申請書の再提出）

第七條　前條第二項の規定により申請書の返還を受けた申請者は、当該申請に係る事実を証明するに足る新たな証拠を発見した場合においては、賠償庁長官が申請書を返還した日から百八十日以内に、その証拠を添えて第四條の規定（申請書の提出期限に関する部分を除く。）に準じて申請書を再提出することができる。

2　第五條及び第六條の規定は、前項の場合に準用する。

（支拂の請求）

第八條　第六條第一項の規定により賠償庁長官の確認の通知を受けた申請者は、その確認の通知書を提示して、当該都道府県知事に対し当該物件の収納代金に相当する額の金銭の支拂を請求することができる。

（出訴）

第九條　この法律の規定に基く賠償庁長官又は都道府県知事の処分に違法又は錯誤があると認める者は、裁判所に出訴することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人

水先法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十五年三月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第十五号

水先法の一部を改正する法律

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第四條第一号を次のように改める。

一　三年以上船長として総トン数千トン以上の船舶（平水区域を航行区域とする船舶を除く。）に乗り組んでいたこと。

第四條第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　省令で定める一定期間以上水先人になろうとする水先区において水先修業生として実務を修習したこと。

第四條に次の一項を加える。

2　海上保安庁長官は、水先区に水先人がいない場合又は前項第二号の要件を具備する水先修業生がいない水先区について急速に水先人を置く必要がある場合においては、同項第一号及び第三号の要件を具備し、且つ、省令で定める一定回数以上当該水先区において航海に従事したことがある者に対し、その者が同項第二号の要件を具備しないでも、免許を与えることができる。

第八條の次に次の一條を加える。

（以前に水先人であつた者に対する免許）

第八條の二　前條第二項の規定は、海上保安庁長官が、以前に水先人であつた者に対し水先の免許を与えようとする場合に準用する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

号外

昭25.3.22.

別表中舞鶴水先区の項の次に次の一項を加える。

下津水先区	和歌山県雑賀崎から地ノ島鹿の首まで引いた線、鹿の首から目取鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

運輸大臣　大屋　晋三
内閣総理大臣　吉田　茂

様式（甲）

申請書

一、金　　円也

昭和二十五年法律第十四号第四條第一項の規定に基き、政府によつて没収された略奪品に対する収納代金相当額として、（　　物件名　　の分）右の金額の交付を申請致します。

昭和二十五年　　月　　日

（申請者）住所
氏名　　㊞

賠償庁長官
（経由都道府県名　　殿

様式（乙）

申請内訳書（番号）

一、略奪品の取得経路

取得経路	関係人の名称	所在地	備考
(1)（被没収者）			
(2)			
(3)			
(4)			

二、取得経路別の譲渡の品名、数量、価格及び時期

取得経路(1)の分（(2)の　　から譲渡を受けた分とする）

品名	規格品質マーク	数量	単位	単価	金額	譲渡を受けた年月日	代金の支拂年月日	譲渡の直接の根拠となつた法令その他参考事項

様式（丙）

誓約書

この申請内訳書は、同一種類の物件であつても取得経路の異なる毎に番号を付けて別の紙によつて作成すること。）

（日本標準規格B列5号）

昭和二十五年　　月　　日

（申請者）住所
氏名　　㊞

賠償庁長官
（経由都道府県名　　殿

番号 CPC	没収年月日	品名	規格品質マーク	数量	単位	単価	算出金額	備考

註（この申請内訳書は、同一種類の物件であつても取得経路の異なる毎に番号を付けて別の紙によつて作成すること。）

三、略奪品の收納代金相当額算出表

告　示

◎賠償庁告示第一号

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）第四條第二項の規定により、申請者が提出する申請書の様式を次のように定める。

昭和二十五年三月二十二日

賠償庁長官　山口喜久一郎

（日本標準規格B列5号）

法務府公告

○押收物還付公告

福井地方検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十五年領第七号（米吉田四郎外一名食糧管理法違反事件）

一、米　換価金　千四百五十三円三十銭

○同領第五号（皿沢與作外一名同）

一、同　四百七十一円六十銭

○同領第十五号（中村吉次郎外一名同）

一、同　五百九円四十銭

○同領第三号（松田正夫外一名同）

一、小豆　換価金　四百六十一円

○昭和二十四年領第四三八二号（為田たま同）

一、米　換価金　四百五十二円八十銭

○同領第四三七九号（加藤みよ子同）

一、同　四百三十円

○同領第四三八〇号（中島敏夫同）

一、同　九百八十一円

○同領第四〇三四号（中川君子同）

一、同　七百九十二円四十八銭

○同領第四二三七号（家里昌次同）

一、モチ米　換価金　五百九十円

○同領第四一七五号（鄭万元こと許晩秀同）

一、米　換価金　千三十七円八十銭

○同領第四一四五号（豊田春子同）

一、同　六百四十一円五十三銭

○同領第四一九四号（向川節子同）

一、同　三百九十六円二十四銭

○同領第四〇五四号（八田一郎同）

一、同　七百九十六円十銭

○同領第四〇三三号（木村金子同）

一、同　七百五十四円七十四銭

○同領第五八一号（梨木富子同）

一、同　五百二十八円四十銭

○同領第四一七八号（坂井かず同）

一、小麦　換価金　八百八十六円三十銭

○同領第五八二号（源司ふじ江同）

一、米　換価金　五百十七円

○同領第四一七九号（新井春女同）

一、同　千二百八十二円八十銭

○同領第四三八一号（中川よし同）

一、同　六百二十二円六十銭

○同領第四三五三号（久保田商会外一名同）

一、同　千五百四十六円九十銭

○同領第四三五四号（小林蕃夫外一名同）

一、同　四百九十円五十銭

○同領第四三四九号（南部一夫外一名同）

一、同　五百二十八円二十銭

○同領第四三六七号（藤井信一同）

一、同　五百九円四十銭

○同領第四三五五号（石川幹夫外一名同）

一、同　三百一円八十銭

○同領第四三五六号（渡辺吉松外一名同）

一、同　三百一円八十銭

○同領第四三六一号（田辺久雄外一名同）

一、同　二百六十四円十銭

○同領第四三五九号（中村篤同）

一、同　二百八十三円

○同領第四三五八号（森川秋良同）

一、同　六百六十円三十銭

○同領第四三五〇号（土屋久四郎外一名同）

一、同　五百六十六円

○同領第四三六〇号（近藤材工所外一名同）

一、同　四百九十円五十銭

○同領第四三四八号（小林みよ同）

一、米、小豆　換価金　五百五十二円三十銭

○同領第四二五四号（金三木外二名窃盗事件）

一、布製靴　一

一、地下足袋　一

一、毛筆　一

飯田区検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十五年押第八二号（高野秀子食糧管理法違反被疑事件）

一、米麦　換価金　八三円二〇銭

○同押第八号（小林潔同）

一、米　換価金　七一七円

○同押第二一号（西中一夫同）

一、同　五六五円

○同押第八三号（吉田文夫同）

一、同　五二八円三〇銭

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十三年押第一〇一号（港正蔵臨時物資需給調整法違反事件）

一、換価金　百七十六円三十二銭

○昭和二十四年押第一三八二号（田中正造食糧管理法違反事件）

一、同　五百三十円十銭

○同押第一一八〇号（丸田美智江同）

一、同　三百五十八円五十銭

○同押第一三七一号（坂口鈞子同）

一、同　七百五十三円八十五銭

○同押第一五〇八号（酒井宏三同）

一、同　一千二十一円二十銭

○同押第一五〇七号（渡辺芳子同）

一、同　七百二十円七十七銭

○同押第一五四六号（山根武良同）

一、同　九百二十八円五十五銭

○同押第四三三号（徳田よし子同）

一、同　四百六十円九十六銭

○同押第一五一八号（小西よしえ臨時物資需給調整法違反事件）

一、同　百六十円三十銭

○同押第一三五二号（陣在たみ同）

一、同　三百三十二円八十銭

○同押第一四八号（中尾健治食糧管理法違反事件）

一、同　四百六十四円二十銭

○同押第一〇九号（片山繁市同）

一、同　八百二十七円

横浜区検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十四年押第一〇六号（田所子之吉窃盗事件）

一、布袋　一枚
二、リックサック　一箇
三、南京袋　一枚
四、風呂敷　一枚
○同押第一九六号（五十嵐伝作他二名賭博事件）
一、十円紙幣　五枚
二、五円紙幣　一枚
○同押第一四一八号（水谷武二郎他一名窃盗事件）
一、外被　一枚
○同押第一八〇一号（李政鎬窃盗事件）
一、外国人登録証　一枚

川内区検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十四年押第二五一号（貴島家養豚流物横領事件）

一、檜丸太材長さ三間末口三寸　四本
二、檜丸太材長さ四間末口二寸五分　六本
三、檜丸太材長さ五間末口二寸　十本

豊岡区検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十二年押第九二号（坂本梅太郎物価統制令違反事件）

一、二六吋自転車タイヤ　二本

○昭和二十四年押第八号（鶴富光雄食糧管理法違反事件）

一、換価金　一千四百四十三円十銭

○同押第三三号（谷口きくえ窃盗事件）

一、国防色中古作業ズボン　一枚
二、人絹水色縞入古ワイシャツ　一枚

○同押第一六四号（石山みよ子食糧管理法違反事件）

一、換価金　四百七十二円八十銭
二、不正搬出の袋　一枚

○同押第一七八号（沢田辰夫外二名同）

一、換価金　五千二十一円九十銭

○同押第二九八号（川島小一郎窃盗事件）

一、二六吋中古自転車　一台

○同押第三一五号（松原うめの食糧管理法違反事件）

一、換価金　四百七十五円八十銭

○同押第三六四号（大森誠二同）

一、布製紺色手提靴　一箇
二、人絹柄入風呂敷　一枚
三、人絹布袋　五枚
四、雑嚢　一箇
五、ボール箱入紙箱　一箇
六、麻紐　一本

○同押第六二三号（島田正夫同）

一、換価金　一千二百四十円八十銭

○同押第六二六号（石田正一同）

一、同　三百七十七円三十銭

○同押第六六八号（萩原つゆ子臨時物資需給調整法違反事件）

一、同　二百九十一円十銭

○同押第七二〇号（森山君子同）

一、同　八百四十銭

○同押第八四九号（中川ます食糧管理法違反事件）

一、同　七百五十一円十銭

○同押第七八八号（山本勇同）

一、同　九百五円五十銭

○同押第七七〇号（吉田よし同）

一、同　三百五十八円四十銭

○同押第七七一号（谷口博同）

一、同　三百十三円二十銭

○同押第七七二号（岩田孝子同）

一、同　四百四十一円四十銭

○同押第八二六号（上田博国同）

一、同　一千一百五十円八十銭

○同押第七四七号（松村けい子同）

一、同　二百二十六円四十銭

○同押第七八二号（岡本茂同）

一、同　二百六十七円九十銭

○同押第八一三号（本庄さと同）

一、同　二百八十六円八十銭

○同押第八八二号（谷垣鉄軽犯罪法違反事件）

一、小型鋸鑢（携帯用）　一挺
二、鉄製大鋏（ナイフ）　一挺

○同押第九〇三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　一千三百二十円六十銭
二、蜜柑箱　一箇
三、布袋　二枚

○同押第九〇四号（岡本こと不詳同）

一、換価金　二千四百三円四十銭
二、蜜柑箱　三箇
三、木綿袋　三枚

○同押第九〇五号（鈴木こと不詳同）

一、換価金　一千九十四円二十銭
二、蜜柑箱　二箇
三、木綿袋　二枚

○同押第九〇六号（松田こと不詳同）

一、換価金　一千九十四円四十銭
二、蜜柑箱　二箇
三、木綿袋　二枚

○同押第九三〇号（高島爽こと不詳同）

一、換価金　一千七百六十五円八十銭
二、布袋　三枚
三、木箱　三箇

○同押第九三一号（石田こと不詳同）

一、換価金　一千九百八十四円二十銭
二、布袋　三枚
三、木箱　三箇

○同押第九三二号（岡本こと不詳同）

一、換価金　一千三百二十円六十銭
二、蜜柑箱　二箇
三、木綿袋　三枚

○同押第九三三号（谷田豊こと不詳同）

一、換価金　八百九十円四十銭
二、木箱　一箇

○同押第九三四号（西勝造こと不詳同）

一、換価金　八百六十三円
二、木綿袋　三枚
三、木箱　一箇

○同押第九五号（被疑者不詳同）

一、換価金　八百七十四円四十銭

○同押第九九六号（同）

一、同　一千九百六十二円

○同押第九五五号（山田清こと不詳同）

一、同　三百九円四十銭
二、蜜柑箱　三箇
三、布袋　三枚

○同押第九五六号（山田三郎事不詳同）

一、換価金　八百七十五円三十銭
二、蜜柑箱　一箇
三、布袋　一枚

○同押第九五七号（被疑者不詳同）

一、換価金　一千一百七十三円四十銭
二、蜜柑箱　二箇
三、布袋　二枚

○同押第九八八号（同）

一、換価金　一千七百九十二円
二、蜜柑箱　二箇
三、布袋　二枚

○昭和二十五年押第三三号（日ノ下寛一こと不詳同）

一、同　一千二百四十五円六〇銭
二、蜜柑箱　二箇
三、木綿袋　三枚

○同押第三一五号（辻岡爽こと不詳同）

一、換価金　一千二百九十五円三十銭
二、木箱　二箇
三、布袋　五枚
四、風呂敷　一枚

○同押第三四号（松田常吉こと不詳同）

一、換価金　五百五十八円四十銭
二、布袋　二箇
三、木綿袋　二枚

○同押第三五号（山本清こと不詳同）

一、換価金　一千五十六円四十銭
二、蜜柑箱　四箇
三、木綿袋　四枚

○同押第三六号（吉田政次こと不詳同）

一、換価金　七百八円七十銭
二、木箱　二箇
三、布袋　二枚
四、風呂敷　一枚

○同押第三七号（原田某こと不詳同）

一、換価金　二千三百六十五円七十銭
二、蜜柑箱　四箇
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　一枚

○同押第三八号（辻岡こと不詳同）

一、換価金　一千二百八十三円
二、蜜柑箱　二箇
三、木綿袋　二枚

岡谷区検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十四年証第八一六号（小林治郎食糧管理法違反事件）

一、換価代金　五百九円四十銭

○新宿区検昭和二十四年押第一七八五号（藤森さと子同）

一、同　千三十円二十一銭

○昭和二十四年証第二九六号（中村勤窃盗事件）

一、国防色ハンカチーフ　一枚

○同証第三三三号（太田正一食糧管理法違反事件）

一、換価代金　五百三十五円八十六銭

○同証第二八八号（辻利一窃盗事件）

一、ライター　一箇

○同証第三三九号（熊川英雄食糧管理法違反事件）

一、換価代金　四百九十円五十八銭

広島高等検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十四年押第六八六号（松岡三郎窃盗未遂事件）

一、蝶廻し　一箇

○同押第三〇三号（李述永公文書偽造行使、詐欺同幇助事件）

一、主要食糧配給通帳　一通
二、外国人登録証明書　一通

○同押第三三二号（秋川喜助贓物牙保事件）

一、前借明細書　一通

新潟地方検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十三年領第八一号（島田良次賭博事件）

一、場銭　一千五円五十銭

○九十左記
昭和九年條に抵物につき刑事訴訟法第四百
佐賀区裁綴庁
○九十左記抵物につき刑事訴訟法第四百
昭和九年條に抵物につき刑事訴訟法第四百
佐賀区裁綴庁

一、〇同　換価金　三百三十一円五十銭
一、〇同第一　換価金　三百三十一円五十銭
一、〇同第一　七七三二号（秀甲洪同）
一、〇同第一　五百十六号（秀甲洪同）
一、〇同第一　五百十六号（秀甲洪同）